明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十年三月三十日

○第百四十二回国会 参議院会議録第十五号

平成十年三月三十日（月曜日）
午後五時三十一分開議

○議事日程　第十五号
平成十年三月三十日
午後五時開議
第一　沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第六　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第七　青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第八　主要農作物種子法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第九　漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第一〇　中部国際空港の設置及び管理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、平成十年度一般会計暫定予算
一、平成十年度特別会計暫定予算
一、平成十年度政府関係機関暫定予算
以下　議事日程のとおり

○議長（斎藤十朗君）　これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、
平成十年度一般会計暫定予算
平成十年度特別会計暫定予算
平成十年度政府関係機関暫定予算
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（斎藤十朗君）　御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。予算委員長岩崎純三君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔岩崎純三君登壇、拍手〕
○岩崎純三君　ただいま議題となりました平成十年度暫定予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
今回の暫定予算は、平成十年四月一日から十八日までの期間について編成されたものであります。
一般会計暫定予算は、歳出においては、人件費、事務費等の経常的経費のほか、既存の法令等により支払い期日が到来する経費などについて、行政運営上必要な最小限度の経費等が計上されております。他方、歳入におきましては、暫定予算期間中の税収及びその他収入並びに前年度剰余金が計上されております。
以上によって編成された一般会計暫定予算は、歳入総額四百九十九億円、歳出総額七兆八千六百十一億円となり、七兆八千百十二億円の歳出超過となっておりますが、国庫の資金繰りにつきましては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができることとなっております。
なお、特別会計及び政府関係機関の暫定予算についても一般会計に準じて編成されております。
暫定予算三案は、三月二十七日、国会に提出され、本日衆議院からの送付を待って、松永大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。
質疑のうち、暫定予算にかかわるものとして、「今国会は、一月十二日という早期に召集されながら、十年度暫定予算を編成することになった理由について、どう考えるか。また、十年度暫定予算は、歳入が約五百億円、歳出は約七兆八千六百億円と、歳入と歳出の差額が極めて大きくなっている。これは四月分、五月分税収が前年度税収となっているからであるが、平成二年度の財政制度審議会でも税収の年度所属区分をもとに戻すべきであるとの指摘を行っており、今後見直すよう検討すべきではないか」との質疑があり、これに対し、橋本内閣総理大臣並びに関係大臣等より、「平成十年度予算及び税法等の関連法案を年度内に成立させていただくことを国会にお願いをしてきた。例年より早期の召集を願い、九年度補正予算、金融安定化二法等の審議をお願いしてきたが、結果として暫定予算を編成し、御審議をお願いすることとなった。この上は、一日も早く本予算を成立させていただくことを願っている」。また、十年度暫定予算の収支については、「財政法第十二条では、一会計年度を通じた収支の均衡を定めている。ある特定期間の収支を均衡させることは極めて困難であり、ある期間に歳出が歳入を上回っていても、特に差し支えないと考えている。なお、昭和五十三年度の改正で、五月分税収が前年度の税収に組み入れられることとなったが、制度をもとに戻すこととなると、多額の特例国債の発行が避けられず、現在の我が国の財政状況では難しいと考えている」との答弁がありました。
質疑は、このほか、与党の大型補正構想への政府対応、少子化対策と乳幼児医療の重要性、日米地位協定の運用実態の是非、介護保険実施に向けた特養施設入退所モデル事業の問題点、廃棄物処理と環境対策、普天間基地移転問題、減税の景気回復効果など多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。
質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤委員が反対の旨意見を述べられました。
討論を終局し、採決の結果、平成十年度暫定予算三案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　これより三案を一括して採決いたします。
三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（斎藤十朗君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（斎藤十朗君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十
賛成　二百二
反対　十八
よって、三案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（斎藤十朗君）　日程第一　沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長中尾則幸君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔中尾則幸君登壇、拍手〕

○中尾則幸君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発を図るため、特別自由貿易地域制度を創設し、専ら同地域内において製造業等を営む法人の所得について課税の特例を適用するとともに、情報通信産業振興地域制度及び観光振興地域制度の創設による課税の特例の適用、旅客が輸入品を携帯して沖縄から出域する場合の関税の払い戻し等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、沖縄振興開発の理念と目的、特別自由貿易地域制度の概要、施行令の内容と法の実効性、基地を抱える沖縄の諸問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、全会一致をもって附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（斎藤十朗君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（斎藤十朗君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十一
賛成　二百二十一
反対　○
よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（斎藤十朗君）　日程第二　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案
日程第三　関税定率法等の一部を改正する法律案
日程第四　特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政・金融委員長石川弘君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔石川弘君登壇、拍手〕

○石川弘君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存制度の創設等を行おうとするものであります。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、金属製時計バンド、粗糖等の関税率の引き下げ等を行うほか、沖縄振興策、税関手続の簡素化等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、電子データ保存による負担軽減効果、蒸留酒に係る関税引き下げの理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して笠井亮委員より、関税定率法等改正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、電子帳簿保存法案は全会一致をもって、関税定率法等改正案は多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税定率法等改正案に対し、附帯決議が付されております。

次に、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、債権処理会社が譲り受けた住宅金融専門会社の貸付債権等の処理の促進を図るため、その回収等に伴う利益と損失を相互に調整する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、住宅金融債権管理機構社長中坊参考人の出席を求め、住管機構に譲渡された債権回収の見通し、関係者に対する責任追及の現状等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して笠井亮委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　これより採決をいたします。

まず、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（斎藤十朗君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（斎藤十朗君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十一
賛成　二百二十一
反対　○
よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（斎藤十朗君）　次に、関税定率法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（斎藤十朗君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（斎藤十朗君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十
賛成　二百三
反対　十七

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（斎藤十朗君）　次に、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（斎藤十朗君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（斎藤十朗君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十一
賛成　二百七
反対　十四

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（斎藤十朗君）　日程第五　株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長武田節子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔武田節子君登壇、拍手〕

○武田節子君　ただいま議題となりました株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公開会社について、平成十二年三月三十一日までの特例として、定款で授権された範囲内において、取締役会の決議により、資本準備金をもって自己株式を取得して消却することができることとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、資本とも言うべき資本準備金を自己株式の取得財源とする理由、取得・消却する株式に数量規制を設けていない理由、株価に及ぼす影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（斎藤十朗君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（斎藤十朗君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十九
賛成　二百
反対　十九

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（斎藤十朗君）　日程第六　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

日程第七　青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

日程第八　主要農作物種子法の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

日程第九　漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長松谷蒼一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松谷蒼一郎君登壇、拍手〕

○松谷蒼一郎君　ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び主要農作物種子法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案は、農林水産業施設の災害復旧事業の効率的な実施を図るため、国の災害復旧事業費補助の対象について、一カ所の工事の費用の最低額を引き上げるとともに、一カ所の工事とみなす範囲を拡大しようとするものであります。

次に、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、農業の担い手の確保に資するため、青年以外の者で近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるために活用できる知識及び技能を有するものに対し、就農支援資金の貸し付け等の特別措置を講じようとするものであります。

次に、主要農作物種子法の一部を改正する法律案は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及について、地域の実情に応じた自主的、弾力的な推進を図るため、圃場審査等に要する都道府県の経費に対する国の補助を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、農地の防災対策、本法改正に伴う農家負担への影響、中高年新規就農者の農政における位置づけ、農地の取得方策、技術研修のあり方、優良種子の普及・供給体制等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、まず、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤委員より、本法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を行いました。

次に、主要農作物種子法の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤委員より、本法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、近年における我が国の漁業を取り巻く状況にかんがみ、漁業協同組合の合併の一層の促進を図るための措置を総合的に講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤委員より、本法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　これより採決をいたします。

まず、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案及び漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（斎藤十朗君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（斎藤十朗君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十二
賛成　二百五
反対　十七

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（斎藤十朗君）　次に、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（斎藤十朗君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（斎藤十朗君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十二
賛成　二百二十二
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（斎藤十朗君）　次に、主要農作物種子法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（斎藤十朗君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（斎藤十朗君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十二
賛成　二百八
反対　十四

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（斎藤十朗君）　日程第十　中部国際空港の設置及び管理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。交通・情報通信委員長川橋幸子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔川橋幸子君登壇、拍手〕

○川橋幸子君　ただいま議題となりました法律案につきまして、交通・情報通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における航空輸送需要の増大にかんがみ、航空輸送の円滑化を図るため、中部国際空港の設置及び管理を行う者を指定し、これに同空港の設置及び管理を行わせようとするものであります。

委員会におきましては、国際ハブ空港整備の基本的な考え方、空港使用料のあり方、環境アセスメント・漁業補償問題等への対応、中部国際空港の需要及び採算性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党筆坂委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（斎藤十朗君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（斎藤十朗君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十一
賛成　二百二
反対　十九

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（斎藤十朗君）　本日はこれにて散会いたします。

午後六時四分散会

出席者は左のとおり。

議　長　斎藤　十朗君
副議長　松尾　官平君

議　員

阿曽田　清君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　栗原　君子君
高橋　令則君　渡辺　孝男君
福本　潤一君　益田　洋介君
山口　哲夫君　矢田部　理君
山本　保君　松　あきら君
大森　礼子君　田浦　直君
平野　貞夫君　星野　朋市君
海野　義孝君　武田　節子君
但馬　久美君　高野　博師君
鈴木　正孝君　小山　孝雄君
戸田　邦司君　田村　秀昭君
荒木　清寛君　風間　昶君
宮崎　秀樹君　二木　秀夫君
泉　信也君　木暮　山人君
牛嶋　正君　猪熊　重二君
木庭健太郎君　松浦　孝治君
野沢　太三君　平井　卓志君
扇　千景君　永野　茂門君
及川　順郎君　大久保直彦君
白浜　一良君　水野　誠一君
芦尾　長司君　塩崎　恭久君
狩野　安君　奥村　展三君
堂本　暁子君　上吉原一夫君
岩永　浩美君　大野つや子君

田村　公平君　武見　敬三君
常田　享詳君　中原　爽君
長峯　基君　橋本　聖子君
国井　正幸君　北岡　秀二君
釜本　邦茂君　景山俊太郎君
海老原義彦君　岩井　國臣君
吉村剛太郎君　松谷蒼一郎君
鹿熊　安正君　野村　五男君
石川　弘君　大島　慶久君
真島　一男君　関根　則之君
上野　公成君　河本　英典君
永田　良雄君　中曽根弘文君
鈴木　貞敏君　小野　清子君
木宮　和彦君　浦田　勝君
石井　道子君　坂野　重信君
林田悠紀夫君　前田　勲男君
板垣　正君　大河原太一郎君
岡部　三郎君　田沢　智治君
松浦　功君　矢野　哲朗君
溝手　顕正君　佐藤　静雄君
加藤　紀文君　依田　智治君
山本　一太君　松村　龍二君
平田　耕一君　長谷川道郎君
林　芳正君　中島　眞人君
阿部　正俊君　鈴木　政二君
金田　勝年君　佐藤　泰三君
楠崎　泰昌君　笠原　潤一君
鴻池　祥肇君　谷川　秀善君
保坂　三蔵君　岡　利定君
太田　豊秋君　尾辻　秀久君
山崎　正昭君　陣内　孝雄君
西田　吉宏君　成瀬　守重君
石渡　清元君　鎌田　要人君
清水嘉与子君　久世　公堯君
斎藤　文夫君　青木　幹雄君
岡野　裕君　倉田　寛之君
片山虎之助君　守住　有信君
竹山　裕君　高木　正明君

遠藤　要君
村上　正邦君
佐々木　満君
井上　裕君
長尾　立子君
小川　勝也君
大脇　雅子君
和田　洋子君
日下部禧代子君
石井　一二君
南野知惠子君
渕上　貞雄君
中尾　則幸君
清水　達雄君
山本　正和君
三重野栄子君
冀科　浦治君
須藤良太郎君
梶原　敬義君
今泉　昭君
井上　孝君
上杉　光弘君
志苫　裕君
赤桐　操君
前川　忠夫君
平田　健二君
山崎　力君
阿部　幸代君
小山　峰男君
菅川　健二君
須藤美也子君
菫野　茂君
岩瀬　良三君
西山登紀子君
峰崎　直樹君
佐藤　道夫君
緒方　靖夫君

真鍋　賢二君
井上　吉夫君
岩崎　純三君
宮澤　弘君
照屋　寛徳君
畑　恵君
武田邦太郎君
馳　浩君
谷本　巍君
小林　元君
服部三男雄君
渡辺　四郎君
江本　孟紀君
野間　赳君
及川　一夫君
清水　澄子君
岡崎トミ子君
吉川　芳男君
村沢　牧君
齋藤　勁君
大木　浩君
下稲葉耕吉君
田　英夫君
瀬谷　英行君
足立　良平君
朝日　俊弘君
西川きよし君
伊藤　基隆君
水島　裕君
島袋　宗康君
石田　美栄君
釘宮　磐君
山田　俊昭君
直嶋　正行君
川橋　幸子君
有働　正治君
円　より子君

角田　義一君
笠井　亮君
山下　芳生君
竹村　泰子君
松前　達郎君
筆坂　秀世君
橋本　敦君
笹野　貞子君
寺崎　昭久君
吉田　之久君
立木　洋君

国務大臣
内閣総理大臣　橋本龍太郎君
法務大臣　下稲葉耕吉君
外務大臣　小渕　恵三君
大蔵大臣　松永　光君
文部大臣　町村　信孝君
厚生大臣　小泉純一郎君
農林水産大臣　島村　宜伸君
通商産業大臣　堀内　光雄君
運輸大臣　藤井　孝男君
郵政大臣　自見庄三郎君
労働大臣　伊吹　文明君
建設大臣　瓦　力君
自治大臣
国務大臣
（国家公安委員会委員長）　上杉　光弘君
国務大臣
（内閣官房長官）　村岡　兼造君
国務大臣
（総務庁長官）　小里　貞利君
国務大臣
（北海道開発庁長官）
（沖縄開発庁長官）　鈴木　宗男君
国務大臣
（防衛庁長官）　久間　章生君
国務大臣
（経済企画庁長官）　尾身　幸次君

千葉　景子君
吉川　春子君
寺澤　芳男君
本岡　昭次君
小島　慶三君
吉岡　吉典君
菅野　久光君
広中和歌子君
久保　亘君
聽濤　弘君
上田耕一郎君

国務大臣
（科学技術庁長官）　谷垣　禎一君
国務大臣
（環境庁長官）　大木　浩君
国務大臣
（国土庁長官）　亀井　久興君

議長の報告事項

去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任　田浦　直君
補欠　遠藤　要君

地方行政・警察委員
辞任　大木　浩君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）
補欠　岩永浩美君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

外交・防衛委員
辞任　下稲葉耕吉君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）
補欠　三浦一水君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

文教・科学委員
辞任　横尾　和伸君
補欠　木庭健太郎君

国民福祉委員
辞任　釜本　邦茂君
補欠　浦田　勝君

労働・社会政策委員
辞任　井上　吉夫君
補欠　常田　享詳君

辞任　遠藤　要君
補欠　田浦　直君

辞任　渡辺　孝男君
補欠　風間　昶君

辞任　大野つや子君
補欠　小山　孝雄君

長谷川道郎君　坪井　一宇君
木庭健太郎君　横尾　和伸君

農林水産委員
辞任　補欠
浦田　勝君　釜本　邦茂君
小山　孝雄君　大野つや子君
常田　享詳君　井上　吉夫君
風間　昶君　渡辺　孝男君

予算委員
辞任　補欠
小林　元君　一井　淳治君
須藤美也子君　上田耕一郎君
高橋　令則君　木暮　山人君

決算委員
辞任　補欠
木暮　山人君　田村　秀昭君

議院運営委員
辞任　補欠
岩永　浩美君　大木　浩君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員
辞任　補欠
竹村　泰子君　峰崎　直樹君

同日議長は、次の内閣提出案を地方行政・警察委員会に付託した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七二号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第二三号）

総務委員会に付託

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

地方行政・警察委員会に付託

平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第六号）

法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第八号）

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

財政・金融委員会に付託

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

沖縄及び北方問題に関する特別委員会に付託

同日本院は、中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

記

中央選挙管理会委員
皆川　迪夫君　石原　輝君
田口　健二君　阪上　順夫君
浅井　美幸君

同　予備委員
山口　義弘君　金井　和夫君
西川　洋君　今野　竹治君
矢追　秀彦君

同日衆議院議長から、国会は中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理会委員
皆川　迪夫君　石原　輝君
田口　健二君　阪上　順夫君
浅井　美幸君

同　予備委員
山口　義弘君　金井　和夫君
西川　洋君　今野　竹治君
矢追　秀彦君

去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任　補欠
吉岡　吉典君　立木　洋君

外交・防衛委員
辞任　補欠
岩崎　純三君　鈴木　政二君
服部三男雄君　国井　正幸君
木庭健太郎君　横尾　和伸君
立木　洋君　吉岡　吉典君

財政・金融委員
辞任　補欠
峰崎　直樹君　小川　勝也君

文教・科学委員
辞任　補欠
浦田　勝君　釜本　邦茂君

国民福祉委員
辞任　補欠
風間　昶君　渡辺　孝男君

労働・社会政策委員
辞任　補欠
横尾　和伸君　木庭健太郎君

農林水産委員
辞任　補欠
釜本　邦茂君　浦田　勝君
国井　正幸君　服部三男雄君
渡辺　孝男君　風間　昶君

国土・環境委員
辞任　補欠
鈴木　政二君　岩崎　純三君
小川　勝也君　峰崎　直樹君

予算委員
辞任　補欠
一井　淳治君　小林　元君
高野　博師君　渡辺　孝男君
上田耕一郎君　須藤美也子君
木暮　山人君　平野　貞夫君

決算委員
辞任　補欠
渡辺　孝男君　高野　博師君
田村　秀昭君　木暮　山人君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
辞任　補欠
田　英夫君　上山　和人君

沖縄及び北方問題に関する特別委員
辞任　補欠
峰崎　直樹君　菅野　久光君
鈴木　和美君　梶原　敬義君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交・防衛委員会
理事　吉田　之久君（吉田之久君の補欠）

文教・科学委員会
理事　小林　元君（小林元君の補欠）

去る二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任　補欠
立木　洋君　橋本　敦君

法務委員
辞任　補欠
千葉　景子君　菅野　久光君
橋本　敦君　吉岡　吉典君

地方行政・警察委員
辞任　岩永　浩美君　補欠　保坂　三蔵君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）
三浦　一水君　下稲葉耕吉君
外交・防衛委員
辞任　国井　正幸君　補欠　服部三男雄君
鈴木　政二君　岩崎　純三君
齋藤　勁君　一井　淳治君
吉岡　吉典君　立木　洋君
財政・金融委員
辞任　小川　勝也君　補欠　峰崎　直樹君
国民福祉委員
辞任　阿部　正俊君　補欠　坪井　一宇君
常田　享詳君　浦田　勝君
労働・社会政策委員
辞任　坪井　一宇君　補欠　阿部　正俊君
農林水産委員
辞任　井上　吉夫君　補欠　鈴木　政二君
浦田　勝君　常田　享詳君
服部三男雄君　国井　正幸君
一井　淳治君　齋藤　勁君
北澤　俊美君　前川　忠夫君
経済・産業委員
辞任　前川　忠夫君　補欠　北澤　俊美君
国土・環境委員
辞任　岩崎　純三君　補欠　井上　吉夫君
菅野　久光君　千葉　景子君
峰崎　直樹君　小川　勝也君

予算委員
辞任　渡辺　孝男君　補欠　高野　博師君
吉川　春子君　西山登紀子君
平野　貞夫君　泉　信也君
西川きよし君　島袋　宗康君
矢田部　理君　山口　哲夫君
決算委員
辞任　高野　博師君　補欠　渡辺　孝男君
行政監視委員
辞任　泉　信也君　補欠　田村　秀昭君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
辞任　上山　和人君　補欠　田　英夫君
沖縄及び北方問題に関する特別委員
辞任　菅野　久光君　補欠　峰崎　直樹君
梶原　敬義君　鈴木　和美君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会
理事　笹野　貞子君（峰崎直樹君の補欠）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（閣法第一〇二号）
行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第一〇三号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成十年度一般会計暫定予算（閣予第七号）
平成十年度特別会計暫定予算（閣予第八号）
同日議長は、次の内閣提出案を経済・産業委員会に付託した。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案（閣法第八一号）

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）審査報告書
電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案（閣法第一〇号）審査報告書
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）審査報告書
株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第六号）審査報告書
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一九号）審査報告書
青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）審査報告書
主要農作物種子法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）審査報告書
漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆第一〇号）審査報告書
中部国際空港の設置及び管理に関する法律案（閣法第一一号）審査報告書
特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）審査報告書

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書
一、議案の名称
平成十年度一般会計予算
平成十年度特別会計予算
平成十年度政府関係機関予算
一、公聴会の問題
平成十年度総予算について
一、開会の日
平成十年四月二日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。

平成十年三月二十七日
予算委員長　岩崎　純三

参議院議長　斎藤　十朗殿

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣を経由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づく平成九年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。

同日人事院総裁から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく平成九年の営利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

本日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成十年度一般会計暫定予算（閣予第七号）
平成十年度特別会計暫定予算（閣予第八号）
平成十年度政府関係機関暫定予算（閣予第九号）

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成十年度一般会計暫定予算、平成十年度特別会計暫定予算及び平成十年度政府関係機関暫定予算審査報告書

審査報告書

平成十年度一般会計暫定予算
平成十年度特別会計暫定予算
平成十年度政府関係機関暫定予算

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月三十日

予算委員長　岩崎　純三

参議院議長　斎藤　十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十年度一般会計暫定予算、平成十年度特別会計暫定予算及び平成十年度政府関係機関暫定予算並びに平成十年度暫定財政投融資計画は、平成十年度本予算が年度内に成立することが困難となったことに伴い、平成十年四月一日から同年四月十八日までの期間に係る応急的な措置として編成されたものである。

一般会計暫定予算は、歳出において、人件費、事務費等の経常的経費のほか、既存の法令等により支払期日が到来する経費などについて、暫定予算期間中における行政運営上必要最小限の経費を計上することとし、教育及び社会政策上等の配慮から特に措置することが適当と認められるものを除き、新規の施策に係る経費は原則として計上しないこととしている。また、公共事業関係費については、十年度予算額に対し、一般公共事業等ではおおむね二十分の三を、災害復旧等事業等ではおおむね五分の一をそれぞれ目途として計上することとしている。

歳入においては、税収及びその他収入についての暫定予算期間中の収入見込額並びに前年度剰余金を計上することとしている。

この結果、平成十年度一般会計暫定予算の総額は、歳入四百九十九億二千八百万八千円、歳出七兆八千六百十一億千百四十九万二千円であって、差引き七兆八千百十一億八千三百四十八万四千円の歳出超過となるが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができることとしている。

特別会計暫定予算及び政府関係機関暫定予算については、一般会計の例に準じて編成されている。また、財政投融資についても、一般会計の例に準じ、所要資金を暫定財政投融資計画に計上している。

右の措置は、本予算成立までのやむを得ない措置であり、おおむね妥当なものと認める。

平成十年度一般会計暫定予算
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年三月三十日

衆議院議長　伊藤宗一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

平成十年度特別会計暫定予算
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年三月三十日

衆議院議長　伊藤宗一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

平成十年度政府関係機関暫定予算
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年三月三十日

衆議院議長　伊藤宗一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

審査報告書

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月二十七日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長　中尾　則幸

参議院議長　斎藤　十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発を図るため、特別自由貿易地域制度を創設し、専ら同地域内において製造業等を営む法人の所得について課税の特例を適用するとともに、情報通信産業振興地域制度及び観光振興地域制度の創設による課税の特例の適用、旅客が輸入品を携帯して沖縄から出域する場合の関税の払戻し等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う平成十年度における法人税等の軽減措置による減収見込額は、約十億円である。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一、施行令等実施細則の制定に当たっては、法改正の実効性が担保されるよう沖縄県並びに経済団体からの要望等にも特段の配慮を行うこと。

二、沖縄の振興開発を進めるに当たっては、引き続き、その自立的発展を促す施策の導入を図るとともに、各種の格差是正に努め、第三次沖縄振興開発計画の諸目標を達成するよう各般の施策を積極的に推進すること。

また、北部地域の振興を始めとして、県土の均衡ある発展に努めること。

三、沖縄の厳しい雇用情勢に対処するため、地域の特性をいかした産業の振興策を強力に推進するとともに、雇用促進のための各種支援措置を活用し、雇用機会の確保、拡大に一層努めること。

四、返還が合意された米軍施設・区域については、地域の意向等を十分踏まえ、その早期実現に最大限の努力を払うとともに、跡地等の利用についても総合的かつ有効に活用されるための適切な措置を講ずるよう努めること。

五、米軍施設・区域の整理縮小の促進については、沖縄県民の意向を尊重し、あらゆる可能性を追求して最善の努力を傾注すること。

六、沖縄の基地問題が、県民の生活に及ぼす影響の重大性にかんがみ、在沖縄米軍の兵力構成を含む軍事態勢について継続的に米国政府と協議すること。

また、在沖縄米軍の施設・区域及び演習等に関する情報について、引き続き、米国政府が提出するよう求めること。

七、いわゆる戦後処理問題及び生活環境の保全問題については、沖縄県民の心情に配慮し、その解決に向けて、より一層取り組むこと。

右決議する。

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年三月十九日

衆議院議長　伊藤宗一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律

沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十二条の二」に、

「自由貿易地域」を「自由貿易地域及び特別自由貿易地域」に改める。

第二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　この法律において「情報通信産業」とは、情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業をいう。

第十四条の見出しを「（設備の新増設の場合の課税の特例）」に改め、同条中「ある場合には、」を削り、「新たに」の下に「機械及び装置並びに建物及びその附属設備を」を加え、「機械及び装置並びに建物及びその附属設備について」を「場合に」に、「特別償却を行うことができる」を「課税の特例の適用があるものとする」に改める。

第十八条の二を第十八条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（輸入品を携帯して出域する場合の関税の払戻し）

第十八条の八　沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため空港内の旅客ターミナル施設（沖縄開発庁長官が関係行政機関の長と協議して指定する部分に限る。）において購入する物品で当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されたものについては、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）で定めるところにより、当該物品について納付された関税に相当する金額を払い戻すものとする。

第十八条の次に次の五条を加える。

（情報通信産業振興地域の指定）

第十八条の二　沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。

2　沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3　沖縄開発庁長官は、情報通信産業振興地域を指定するときは、当該情報通信産業振興地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4　沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5　前項に定める場合のほか、沖縄開発庁長官は、情報通信産業振興地域の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、当該情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

6　第三項の規定は、前項の規定により沖縄開発庁長官が情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

（課税の特例）

第十八条の三　情報通信産業振興地域内において情報通信産業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（準用）

第十八条の四　第十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、情報通信産業振興地域内において情報通信産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置、建物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

（観光振興地域の指定）

第十八条の五　沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、観光の振興を図るため観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第二十二条において同じ。）の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域を観光振興地域として指定することができる。

2　沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3　沖縄開発庁長官は、観光振興地域を指定するときは、当該観光振興地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4　沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、観光振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5　前項に定める場合のほか、沖縄開発庁長官は、観光振興地域の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、当該観光振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

6　第三項の規定は、前項の規定により沖縄開発庁長官が観光振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

（準用等）

第十八条の六　第十八条の三の規定は、観光振興地域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであつて、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄開発庁長官が指定するものに限る。）であつて民間事業者が設置及び運営するものをいう。第四項において同じ。）を新設し、又は増設した法人について準用する。

2　沖縄開発庁長官は、前項の指定を受けた販売施設が同項の要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

3　第一項の指定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

4　第十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、観光振興地域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第二十一条の見出しを「（指定業種に属する中小企業等の課税の特例）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（研究開発等事業を行う中小企業等の課税の特例）

第二十一条の二　中小企業の創造的事業活動の促

進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第二条第一項各号に掲げる者又は同条第二項に規定する組合等であって同法第四条第一項の規定により都道府県知事の認定を受けた法人のうち、沖縄においてその業種における事業活動の活性化の促進が沖縄の経済の振興に資すると認められる業種であって政令で定めるものに属する事業を行い、又は行おうとするものが、当該認定に係る同項の研究開発等事業計画に従って沖縄において機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十二条中「施設」の下に「、情報通信産業振興地域内の情報通信産業の用に供する施設又は観光振興地域内の観光関連施設」を加え、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（公共施設の整備）

第二十二条の二　国及び地方公共団体は、情報通信産業振興地域における情報通信産業の振興を図るために必要な公共施設及び観光振興地域における観光の開発を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

「第四章　自由貿易地域」を「第四章　自由貿易地域及び特別自由貿易地域」に改める。

第二十三条第一項中「地域を」を「地域（次条第一項に規定する地域に該当する地域を除く。）を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特別自由貿易地域の指定）

第二十三条の二　沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、企業の立地が進んでいない地域（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当する地域に限る。）であって、相当数の従業員を使用する企業等の集積を促進すること等が沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を特別自由貿易地域として指定することができる。

2　沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3　沖縄開発庁長官は、特別自由貿易地域を指定するときは、当該特別自由貿易地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4　沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5　前項に定める場合のほか、沖縄開発庁長官は、特別自由貿易地域の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、当該特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

6　第三項の規定は、前項の規定により沖縄開発庁長官が特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

第二十四条の見出し及び同条第一項中「自由貿易地域」の下に「又は特別自由貿易地域」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二　特別自由貿易地域内において前条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた法人で当該特別自由貿易地域内において設立され、専ら当該地域内において製造業、倉庫業又はこん包業を営むものは、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄開発庁長官の認定を併せて受けることができる。

2　前項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条第一項中「自由貿易地域」の下に「又は特別自由貿易地域」を加え、同条第二項中「前条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、「自由貿易地域」の下に「又は特別自由貿易地域」を加え、同条第三項中「前条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第二十五条の二の次に次の一条を加える。

（課税物件の確定に関する特例）

第二十五条の三　第二十五条第二項の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場における保税作業（関税法第五十六条第一項に規定する保税作業をいう。）による製品である外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の確定については、関税暫定措置法で定めるところにより、関税法第四条第一項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用することができるものとする。

第二十六条中「法人で自由貿易地域」の下に「又は特別自由貿易地域」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（課税の特例）

第二十六条の二　第二十四条の二第一項の認定を受けた法人の同項に規定する製造業、倉庫業又はこん包業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十七条中「自由貿易地域」の下に「及び特別自由貿易地域」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（資金の確保等）

第二十七条の二　国及び地方公共団体は、事業者が行う自由貿易地域又は特別自由貿易地域内の事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（公共施設の整備）

第二十七条の三　国及び地方公共団体は、自由貿易地域及び特別自由貿易地域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

第二十八条第一項中「自由貿易地域」の下に「又は特別自由貿易地域」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十一条中「電気事業者（電気事業法第二条第一項第八号に規定する電気事業者をいう。）が」を削り、「場合における当該設備」を「電気事業者（電気事業法第二条第一項第八号に規定する電気事業者をいう。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二を第十八条の七とし、同条の次に一条を加える改正規定（第十八条の二を第十八条の七とする部分を除く。）及び第二十五条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正）

第二条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項の表の第二十号の上欄のロ及び第六十五条の七第一項の表の第二十一号の上欄のロ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

審査報告書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月二十七日

財政・金融委員長　石川　弘

参議院議長　斎藤　十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、情報化社会に対応し、国税の納

税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法、法人税法その他の国税に関する法律の特例を定めるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年三月十九日

衆議院議長　伊藤宗一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他の国税に関する法律の特例を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国税　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号（定義）に規定する国税をいう。

二　国税関係帳簿書類　国税関係帳簿（国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十六条第九項（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）に規定する帳簿を除く。）をいう。以下同じ。）又は国税関係書類（国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）をいう。

三　電磁的記録　電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式（第六号において「電磁的方式」という。）で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

四　保存義務者　国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者をいう。

五　納税地等　保存義務者が、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者（国税通則法第二条第五号に規定する納税者をいう。以下この号において同じ。）である場合には当該国税の納税地をいい、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者でない場合には当該国税関係帳簿書類に係る対応業務（国税に関する法律の規定により業務に関して国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている場合における当該業務をいう。）を行う事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地をいう。

六　電子取引　取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。

七　電子計算機出力マイクロフィルム　電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。

（他の国税に関する法律との関係）

第三条　国税関係帳簿書類の備付け又は保存については、他の国税に関する法律に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第四条　保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合にあっては、納税地等の所轄税務署長（大蔵省令で定める場合にあっては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2　保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第五条　保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2　保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

3　前条第一項又は第二項の承認を受けている保存義務者は、大蔵省令で定める場合において、当該承認を受けている国税関係帳簿書類（以下「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」という。）の全部又は一部について所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（電磁的記録による保存等の承認の申請等）

第六条　保存義務者は、第四条第一項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）の三月前の日までに、当該国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次項において同じ。）の概要その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書に大蔵省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。次項において同じ。）が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に備付けを開始する国税関係帳簿であるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出

することができる。

2　保存義務者は、第四条第二項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代える日（当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。）の三月前の日までに、当該国税関係書類の種類、当該国税関係書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書に大蔵省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係書類の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えるものであるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。

3　所轄税務署長等は、第一項又は前項の申請書の提出があった場合において、当該申請書に係る国税関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある国税関係帳簿書類について、その申請を却下することができる。

一　次条第一項の規定による届出書が提出され、又は第八条第二項の規定による通知を受けた国税関係帳簿書類であって、当該届出書が提出され、又は当該通知を受けた日以後一年以内にその申請書が提出されたこと。

二　その電磁的記録の備付け又は保存が、第四条第一項又は第二項に規定する大蔵省令で定めるところに従って行われないと認められる相当の理由があること。

4　所轄税務署長等は、第一項又は第二項の申請書の提出があった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、却下の処分の通知をするときは、その理由を記載しなければならない。

5　第一項又は第二項の申請書の提出があった場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときは、同日においてその承認があったものとみなす。

一　当該申請書が国税関係帳簿に係るものである場合（第三号に掲げる場合を除く。）　当該国税関係帳簿の備付けを開始する日の前日

二　当該申請書が国税関係書類に係るものである場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代える日の前日

三　当該申請書が第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により提出されたものである場合　その提出の日から三月を経過する日

6　保存義務者は、第四条第一項又は第二項の承認を受けようとする国税関係帳簿書類につき、所轄税務署長等のほかに第一項又は第二項の申請書の提出に当たり便宜とする税務署長（以下この項において「所轄外税務署長」という。）がある場合において、当該所轄外税務署長がその便宜とする事情について相当の理由があると認めたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該所轄外税務署長を経由して、当該申請書を当該所轄税務署長等に提出することができる。この場合において、当該申請書が所轄外税務署長に受理されたときは、当該申請書は、その受理された日に所轄税務署長等に提出されたものとみなす。

（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）

第七条　第四条第一項又は第二項の承認を受けている保存義務者は、電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の全部又は一部について、同条第一項に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は同条第二項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場合には、大蔵省令で定めるところにより、そのやめようとする電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の種類その他必要な事項を記載した届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があったときは、その提出があった日以後は、当該届出書に係る電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類については、その承認は、その効力を失うものとする。

2　第四条第一項又は第二項の承認を受けている保存義務者は、電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類に係る前条第一項又は第二項の申請書（当該申請書に添付した書類を含む。）に記載した事項（国税関係帳簿書類の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、大蔵省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。

3　前条第六項の規定は、前二項の届出書の提出について準用する。

（電磁的記録による保存等の承認の取消し）

第八条　所轄税務署長等は、電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類について、その承認を取り消すことができる。

一　その電磁的記録の備付け又は保存が行われていないこと。

二　その電磁的記録の備付け又は保存が第四条第一項又は第二項に規定する大蔵省令で定めるところに従って行われていないこと。

2　所轄税務署長等は、前項の規定による承認の取消しの処分をする場合には、その承認を受けている者に対し、その旨及びその理由を記載した書面により、これを通知する。

（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）

第九条　前三条の規定は、第五条各項の承認について準用する。この場合において、第六条第一項中「第四条第一項の承認を受けようとする場合には」とあるのは「前条第一項の承認を受けようとする場合にあっては」と、「三月前の日までに」とあるのは「三月前の日までに、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては、当該承認を受けようとする第四条第一項の承認を受けている国税関係帳簿について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）の三月前の日までに」と、「が、当該承認」とあるのは「が、前条第一項の承認」と、同条第二項中「第四条第二項の承認を受けようとする場合には」とあるのは「前条第二項の承認を受けようとする場合にあっては」と、「電磁的記録の」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、「三月前の日までに」とあるのは「三月前の日までに、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては、当該承認を受けようとする第四条第二項の承認を受けている国税関係書類について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日（当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。）の三月前の日までに」と、「が、当該承認」とあるのは「が、前条第二項の承認」と、同条第三項第二号中「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「第四条第一項又は第二項」とあるのは「前条各項」と、同条第五項中「前日」

とあるのは「前日（当該申請書が前条第三項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日の前日）」と、「電磁的記録の」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、同条第六項中「第四条第一項又は第二項」とあるのは「前条各項のいずれか」と、第七条第一項中「第四条第一項又は第二項」とあるのは「第五条各項のいずれか」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の全部」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類（当該承認を受けている国税関係帳簿書類をいう。以下同じ。）の全部」と、「及び保存」とあるのは「及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「同条第二項」とあるのは「同条第二項若しくは第三項」と、「の保存」とあるのは「の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の種類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類の種類」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類に」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類に」と、同条第二項中「第四条第一項又は第二項」とあるのは「第五条各項のいずれか」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」と、「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「第四条第一項又は第二項」とあるのは「第五条各項」と読み替えるものとする。

（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）

第十条　所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、大蔵省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

（他の国税に関する法律の規定の適用）

第十一条　第四条第一項若しくは第二項又は第五条各項のいずれかの承認を受けている国税関係帳簿書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該国税関係帳簿書類とみなす。

2　前条の規定により保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを国税関係書類以外の書類とみなす。

3　第一項の規定の適用がある場合における所得税法第百五十条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）及び法人税法第百二十七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第百四十六条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法第百五十条第一項第一号及び法人税法第百二十七条第一項第一号中「大蔵省令で定めるところ」とあるのは、「大蔵省令で定めるところ又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第　号）第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条各項のいずれかに規定する大蔵省令で定めるところ」とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から一年を経過する日までの間における第六条第一項、第二項及び第五項第三号（これらの規定を第九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第六条第一項及び第二項中「三月前」とあるのは「五月前」と、「六月」とあるのは「八月」と、同条第五項第三号中「三月」とあるのは「五月」とする。

3　第十条の規定は、施行日以後に行う取引情報の授受について適用する。

審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月二十七日

財政・金融委員長　石川　弘

参議院議長　斎藤　十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、金属製時計バンド、粗糖等の関税率の引下げ等を行うとともに、平成十年三月三十一日に適用期限の到来する関税の還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長を行うほか、依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ沖縄の振興開発を図る見地から自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を設ける等のため関税定率法及び関税暫定措置法について、税関手続の簡素化等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行うものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う平成十年度一般会計の関税減収見込額は約十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　関税率の改正に当たっては、貿易自由化の流れに基礎を置きながら、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一　著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、銃砲を始め、麻薬・覚せい剤、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の一層の効率的・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

関税定率法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年三月十九日

衆議院議長　伊藤宗一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第一号中「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

第四条の五中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

別表第〇七一〇・八〇号を次のように改める。

〇七一〇・八〇	その他の野菜	
	一　ごぼう	二〇％
	二　その他のもの	一〇％

別表第〇七一一・九〇号中「

二　その他のもの	一五％

」を「

二　その他のもの	
㈠　ごぼう	二〇％
㈡　その他のもの	一五％

」に改める。

別表第一一類の注２(B)の表中「三一五ミクロン」を「三一五マイクロメートル（ミクロン）」に、「五〇〇ミクロン」を「五〇〇マイクロメートル（ミクロン）」に改める。

別表第一七〇一・一一号及び第一七〇一・一二号中「一五円」を「一〇円」に、「三二円」を「二八円五〇銭」に改める。

別表第一七〇一・九九号中「三二円」を「二八円五〇銭」に改める。

別表第二九〇二・九〇号を次のように改める。

二九〇二・九〇	その他のもの	無税

別表第二九〇七・一一号中「四・六％」を「無税」に改める。

別表第二九〇七・二三号中「四・六％」を「三・一％」に改める。

別表第二九一四・一一号中「四・六％」を「三・九％」に改める。

別表第二九二一・四一号中「六・六％」を「五・四％」に改める。

別表第四八類の注３中「二・五マイクロメーター」を「二・五マイクロメートル」に改める。

別表第七九類の号注１(c)中「六三ミクロン」を「六三マイクロメートル（ミクロン）」に改める。

別表第八一一二・九一号中「

二　その他のもの	四・一％

」を「

二　その他のもの	
㈠　ガリウム、ハフニウム、ニオブ及びレニウム	無税
㈡　その他のもの	四・一％

」に改める。

別表第九一一三・一〇号及び第九一一三・二〇号を次のように改める。

九一一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	無税
九一一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	無税

別表第九一一三・九〇号中「三・四％」を「無税」に改める。

別表の付表第一第一号を次のように改める。

一	アルコール飲料		
	(1)　ウイスキー及びブランデー	一リットルにつき八〇〇円	第二二〇八・二〇号、第二二〇八・三〇号又は第二二〇八・九〇号の一の㈠
	(2)　ラム若しくはタフィア、ジン若しくはジュネヴァ、ウオッカ又はリキュール若しくはコーディアル	一リットルにつき五〇〇円	第二二〇八・四〇号、第二二〇八・五〇号、第二二〇八・六〇号又は第二二〇八・七〇号
	(3)　その他のもの		
	A　蒸留酒	一リットルにつき三〇〇円	第二二〇八・九〇号の一の㈡
	B　その他のもの	一リットルにつき二〇〇円	第二一〇六・九〇号の二の㈡のDの(b)、第二二〇三・〇〇号、第二二〇四・一〇号、第二二〇四・二一号、第二二〇四・二九号、第二二〇五・一〇号、第二二〇五・九〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二又は第二二〇八・九〇号の二の㈠若しくは㈢

別表の付表第三第一号中「二二〇円」を「二〇〇円」に、「一四〇円」を「一二〇円」に改める。

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百八条」を「第百八条の三」に改める。

第四条第二号中「第五十六条第一項」を「保税工場又は総合保税地域における第五十六条第一項」に改め、「で、第六十条第一項（原料課税）（第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の税関長の承認を受けたもの」を削り、「掲げるもの」の下に「並びに政令で定めるもの」を加え、「第六十条第一項に規定する」を「当該貨物の」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項第二号に掲げる貨物を輸入する場合における関税の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条第一号中「前条第三号及び第三号の三から」を「前条第一項第三号及び第三号の三から」に、「（前条第三号」を「（同項第三号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二号中「前条第四号」を「前条第一項第四号」に改める。

第四十七条第一項第二号を次のように改める。

二　許可を受けた者が死亡した場合で、第四十八条の二第二項（許可の承継）の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

第四十七条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　許可を受けた者が解散したとき。

第四十八条の次に次の一条を加える。

（許可の承継）

第四十八条の二　保税蔵置場の許可を受けた者について相続があったときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に基づく地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、被相続人の当該許可に基づく地位を承継する。

2　前項の規定により保税蔵置場の許可に基づく地位を承継した者（次項において「承継人」という。）は、政令で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に、その承継について税関長に承認の申請をすることができる。

3　税関長は、承継人について第四十三条各号（許可の要件）のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる。

4　保税蔵置場の許可を受けた者について合併があった場合において、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人（次項において「合併後の法人」という。）は、第四十七条第一項第三号（許可の失効）の規定にかかわらず、当該合併により消滅した法人の当該許可に基づく地位を承継することができる。

5　税関長は、合併後の法人について第四十三条各号（許可の要件）のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる。

6　税関長は、第二項又は第四項の承認をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

第五十八条ただし書中「第六十条第一項（原料課税）の規定により承認を受けた場合その他」を削る。

第五十八条の二中「（第六十条第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたものに限る。）」を削る。

第六十条を次のように改める。

第六十条　削除

第六十一条第三項を次のように改める。

3　税関長は、第一項の許可を受けて保税工場から出される外国貨物について、当該貨物が出される際、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

第六十二条及び第六十二条の七中「第四十八条まで」を「第四十八条の二まで」に改め、「許可の取消し等」の下に「・許可の承継」を加える。

第六十二条の十五中「第五十八条の二から第六十一条まで（納税申告の特例・内国貨物の使用等・原料課税・保税工場外における保税作業）」を「第四十八条の二第四項から第六項まで（許可の承継）、第五十八条の二（納税申告の特例）、第五十九条（内国貨物の使用等）、第六十一条（保税工場外における保税作業）」に、「第四十七条第一項第二号中「死亡し、又は解散した」とあるのは「解散した」と」を「第四十七条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号又は第三号から第六号まで」と」に改め、「同じ。）」と」の下に「、第四十八条の二第四項中「第四十七条第一項第三号」とあるのは「第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する第四十七条第一項第三号」と、同条第五項中「第四十三条各号（許可の要件）のいずれかに該当する」とあるのは「第六十二条の八第二項各号（総合保税地域の許可）に掲げる基準に適合しない」と、同条第六項中「第二項又は第四項」とあるのは「第四項」と」を加え、「「第六十条第一項」とあるのは「第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する第六十条第一項」と、第六十条第一項中「保税工場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域において保税作業（改装、仕分その他の手入れを除く。以下この項において同じ。）を行う者」と、「第六十二条（保税工場）において準用する第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）」とあるのは「第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）」と」及び「、「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する前条第一項」と」を削る。

第七十三条第三項中「、第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱い）、第四十条（指定保税地域における貨物の取扱い）（第四十九条（保税蔵置場）において準用する場合を含む。）」を削る。

第七十五条の見出し中「積みもどし」を「積戻し」に改め、同条中「積みもどし」を「積戻し」に改め、「輸出又は輸入の許可」の下に「・輸出申告又は輸入申告の時期」を加える。

第七十六条第一項中「輸出又は輸入の許可」の下に「・輸出申告又は輸入申告の時期」を加え、「関税」を「関税等」に、「引取」を「引取り」に改める。

第九章中第百八条の次に次の二条を加える。

（情報提供）

第百八条の二　大蔵大臣は、この法律、関税定率法その他の関税に関する法律（以下この条及び次条において「関税法令」という。）に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条及び次条において「外国税関当局」という。）に対し、その職務（関税法令に規定する税関の職務に相当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。ただし、当該情報の提供を行うことが、関税法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

2　大蔵大臣は、外国税関当局に対し前項に規定する情報の提供を行うに際し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　当該外国税関当局が、我が国の税関当局に対し、前項に規定する情報の提供に相当する情報の提供を行うことができること。

二　当該外国において、前項の規定により提供する情報のうち秘密として提供するものについて、当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること。

三　当該外国税関当局において、前項の規定により提供する情報が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないこと。

3　第一項の規定により提供される情報については、外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

（立会い）

第百八条の三　大蔵大臣は、関税法令に基づき税関職員が行う質問に際し、外国税関当局から、その職務の遂行に資するために必要であるとして、当該外国税関当局の職員の立会いの要請があった場合において、当該要請に応ずることが相当であると認めるときは、これを認めることができる。ただし、当該立会いを認めることが関税法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合又は第百五条（税関職員の権限）（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）の規定に基づく質問に際して質問の対象となる者の同意がない場合は、この限りでない。

2　大蔵大臣は、外国税関当局に対し前項に規定する立会いを認めるに際し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　当該外国税関当局において、前項に規定する立会いに相当する立会いを我が国の税関当局に認めることができること。

二　前項に規定する立会いにより得る情報（既に公開されている情報を除く。）につい

て、当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること。

第百十五条第二号中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　別表第一の五に掲げる物品で平成十五年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

第二条第六項を削る。

第六条第一項及び第七条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第八条第二項中「次条」を「次条第一項、第三項又は第四項」に改める。

第八条の二第一項第二号中「別表第一に掲げる物品（別表第一の五に掲げるものを除く。）、別表第一の二に掲げる物品又は別表第一の五」を「別表第一又は別表第一の二」に改める。

第十条の二の次に次の二条を加える。

（自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例）

第十条の三　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第二十五条第二項（総合保税地域の許可）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項（保税蔵置場等の許可）の規定により許可を受けた保税工場における保税作業（関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。）による製品である外国貨物が平成十四年三月三十一日までに輸入される場合において、関税法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けたい旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2　前項の規定は、本邦の産業に対する影響等を考慮して同項の規定を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物については、適用しない。

（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の払戻し）

第十条の四　沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者（以下この条において「承認小売業者」という。）から輸入された物品（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十五条第一項（旅客の携帯品に係る関税等の払戻し）に規定する指定物品その他の政令で定める物品を除く。）を購入した場合（沖縄振興開発特別措置法第十八条の八（輸入品を携帯して出域する場合の関税の払戻し）に規定する施設において購入した場合に限る。）において、平成十四年三月三十一日までに当該旅客が当該物品を携帯して当該出域をしたときは、当該承認小売業者に対し、当該物品（政令で定める金額の範囲内のものに限る。）について納付された関税（関税法第九条の二第一項又は第二項（納期限の延長）の規定により納期限が延長されている場合において、その関税が納付されていないときは、納付すべき関税）に相当する金額（関税法第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税に相当する金額を除く。）を払い戻すものとする。

2　税関長は、承認小売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

3　第一項に規定する購入の方法、関税の払戻しの手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第一第〇四〇一・一〇号中「一二八、三六〇トン」を「一三〇、二二〇トン」に改める。

別表第一第二二・〇六項を次のように改める。

二二・〇六	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） 二　その他のもの (ロ)　その他のもの B　その他のもの (a)　麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの (1)　平成一一年三月三一日までに輸入されるもの	七・五％（その率が一リットルにつき六円四〇銭の従量税率よりも高いときは、当該従量税率）
二二〇六・〇〇	(2)　平成一一年四月一日から平成一二年三月三一日までに輸入されるもの	五・七％（その率が一リットルにつき六円四〇銭の従量税率よりも高いときは、当該従量税率）
	(3)　平成一二年四月一日から平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	三・八％（その率が一リットルにつき六円四〇銭の従量税率よりも高いときは、当該従量税率）
	(4)　平成一三年四月一日から平成一四年三月三一日までに輸入されるもの	一・九％（その率が一リットルにつき六円四〇銭の従量税率よりも高いときは、当該従量税率）

一七・〇一	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）	一キログラムにつき六一円九一銭		
一七〇一・九一	その他のもの	一キログラムにつき六一円九一銭		
一七〇一・九九	香味料又は着色料を加えたもの	一キログラムにつき六〇円三三銭		
一七・〇二	その他のもの	一キログラムにつき六〇円三三銭		
	一　氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	一キログラムにつき五五円二四銭		
一七〇二・九〇	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えていないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	一キログラムにつき五〇円一五銭		
	その他のもの（転化糖を含む。）	一キログラムにつき四八円五七銭		
	一　砂糖のうち	一キログラムにつき四六円九八銭		
	分みつ糖	一キログラムにつき四六円九八銭		
	二　砂糖水のうち	一キログラムにつき四六円九八銭		
	分みつ糖のもの	一キログラムにつき四六円九八銭		
	別表第一の三第二一・〇六項を次のように改める。			
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）			
二一〇六・九〇	その他のもの			
	二　その他のもの			
	(一)　米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食料品			
	B　その他のもの			
	(a)　小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の三〇％を超えるもののうち			
	(一)　別表第一第二一〇六・九〇号の二のBの(a)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの			
	(b)　大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の三〇％を超えるもののうち			

一七・〇一	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）	一キログラムにつき六一円九一銭		
一七〇一・九一	その他のもの	一キログラムにつき六一円九一銭		
一七〇一・九九	香味料又は着色料を加えたもの	一キログラムにつき六〇円三三銭		
一七・〇二	その他のもの	一キログラムにつき六〇円三三銭		
	一　氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	一キログラムにつき五五円二四銭		
一七〇二・九〇	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えていないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	一キログラムにつき五〇円一五銭		
	その他のもの（転化糖を含む。）	一キログラムにつき四八円五七銭		
	一　砂糖のうち	一キログラムにつき四六円九八銭		
	分みつ糖	一キログラムにつき四六円九八銭		
	二　砂糖水のうち	一キログラムにつき四六円九八銭		
	分みつ糖のもの	一キログラムにつき四六円九八銭		
	別表第一の三第二一・〇六項を次のように改める。			
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）			
二一〇六・九〇	その他のもの			
	二　その他のもの			
	(一)　米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食料品			
	B　その他のもの			
	(a)　小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の三〇％を超えるもののうち			
	(一)　別表第一第二一〇六・九〇号の二のBの(a)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの			
	(b)　大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の三〇％を超えるもののうち			

	(5)　平成一四年四月一日から平成一五年三月三一日までに輸入されるもの	無税		
	別表第一第二七〇九・〇〇号中「平成一〇年三月三一日」を「平成一一年三月三一日」に、「平成一〇年四月一日」を「平成一一年四月一日」に改める。			

別表第一第二七一〇・〇〇号中「これらの物品を原料とする製油により得た製品で、同法第六〇条第一項（原料課税）（同法第六二条の一五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）の税関長の承認を受けた」を「製品で、これらの物品を原料とする製油により得た」に改める。

別表第一の三第一七・〇一項及び第一七・〇二項を次のように改める。

(一)別表第一第二一〇六・九〇号の二のBの(b)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき三〇円二七銭	三四・一％（その率が一キログラムにつき二六円三三銭の従量税率よりも低いときは、当該従量税率）	三三・三％（その率が一キログラムにつき二五円六七銭の従量税率よりも低いときは、当該従量税率）	三〇・六％（その率が一キログラムにつき二二円六〇銭の従量税率よりも低いときは、当該従量税率）	二七・九％（その率が一キログラムにつき一九円五三銭の従量税率よりも低いときは、当該従量税率）	二七・一％（その率が一キログラムにつき一八円七八銭の従量税率よりも低いときは、当該従量税率）	二六・二％（その率が一キログラムにつき一八円二〇銭の従量税率よりも低いときは、当該従量税率）
(二)その他のもの							
A　糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）のうち分みつ糖のもの	一キログラムにつき二九円五三銭	三三・三％（その率が一キログラムにつき二五円六七銭の従量税率よりも低いときは、当該従量税率）	三〇・六％（その率が一キログラムにつき二二円六〇銭の従量税率よりも低いときは、当該従量税率）	二七・九％（その率が一キログラムにつき一九円五三銭の従量税率よりも低いときは、当該従量税率）	二七・一％（その率が一キログラムにつき一八円七八銭の従量税率よりも低いときは、当該従量税率）	二六・二％（その率が一キログラムにつき一八円二〇銭の従量税率よりも低いときは、当該従量税率）	

別表第一の五を次のように改める。

別表第一の五　段階的に暫定税率の引下げを行う蒸留酒等に係る暫定関税率表（第二条関係）

関税定率法別表の番号	品名	税率 平成一〇年四月一日から平成一一年三月三一日までに輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三一日までに輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	平成一三年四月一日から平成一四年三月三一日までに輸入されるもの	平成一四年四月一日から平成一五年三月三一日までに輸入されるもの
二二一・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	一リットルにつき一七五円七九銭	一リットルにつき一七〇円五六銭	一リットルにつき一三一円九八銭	一リットルにつき九三円五六銭	無税
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒					
	一　アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一リットルにつき二〇七円八〇銭	一リットルにつき二〇一円六〇銭	一リットルにつき一五六円	一リットルにつき一〇一円六〇銭	無税
	二　その他のもの	一〇・三％	七・九％	五・四％	三％	無税
二二〇八・三〇	ウイスキー					
	一　バーボンウイスキー（内容品がバーボンウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。）	一リットルにつき八三円六二銭	一リットルにつき七五円三二銭	一リットルにつき三三円八一銭	一リットルにつき二円六八銭	無税
	二　ライウイスキー（内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。）	一リットルにつき五二円四〇銭	一リットルにつき四五円六〇銭	一リットルにつき一一円二〇銭	一リットルにつき七円	無税
	三　その他のもの					
	(一)　アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一八％	一三・五％	九％	四・五％	無税
	(二)　その他のもの					
二二〇八・四〇	ラム及びタフィア					

二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	一七・五％（その率が一リットルにつき七七円の従量税率より高いときは、当該従量税率）	一三・一％（その率が一リットルにつき五七円七五銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	八・八％（その率が一リットルにつき三八円五〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	四・四％（その率が一リットルにつき一九円二五銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）
二二〇八・六〇	ウオッカのうち	一リットルにつき一二六円	一リットルにつき九四円五〇銭	一リットルにつき六三円	一リットルにつき三一円五〇銭
二二〇八・七〇	別表第一第二二〇八・六〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの		一二％	八％	四％
二二〇八・九〇	リキュール及びコーディアル				
	その他のもの				
	一　エチルアルコール及び蒸留酒				
	(一)　フルーツブランデー				
	A　アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一リットルにつき一七五円七九銭	一リットルにつき一七〇円五六銭	一リットルにつき三一円九八銭	一リットルにつき二九円八八銭
	B　その他のもの	一リットルにつき二〇七円八〇銭	一リットルにつき二〇一円六〇銭	一リットルにつき一五六円	一リットルにつき一〇円六〇銭

二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	無税
二二〇八・六〇	ウオッカのうち	無税
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	無税
二二〇八・九〇	その他のもの	
	一　エチルアルコール及び蒸留酒	
	(一)　フルーツブランデー	
	A　アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	無税
	B　その他のもの	無税

別表第二第〇六・〇四項の次に次の一項を加える。

〇七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他のこれらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
〇七〇六・九〇	その他のもののうち	
	ごぼう	三・六％
	(二)　パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	三・六％

を

別表第〇八一一・九〇号中

(二)　パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	三・六％
(四)　その他のもののうち	
カムカム	三・六％

に改める。

別表第二第〇八・九九号中

(二)　その他のもの		
A　パルプ状のもの		
(b)　その他のもののうち		
カムカム	三・六％	
B　その他のもの		
(b)　バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチンのうち		
気密容器入りのもの	九・六％	九・六％
(d)　その他のもののうち		
カムカム	三・六％	

を

に改める。

別表第二二〇八・五〇号中「一リットルにつき六一円六〇銭」を「六・六％（その率が一リットルにつき二八円八八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）」に改める。

別表第二第二二〇八・六〇号中「一リットルにつき二五円二〇銭」を「六％」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中関税定率法別表の付表第一第一号の改正規定　平成十年五月一日

二　第三条中関税暫定措置法第十条の二の次に二条を加える改正規定　沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十年法律第号）中沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第十八条の二を同法第十八条の七とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第十八条の二を同法第十八条の七とする部分を除く。）及び同法第二十五条の二の次に一条を加える改正規定の施行の日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の関税法第四十七条及び第四十八条の二（これらの規定を同法第六十二条、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定は、保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の許可を受けた者に係る相続又は合併がこの法律の施行の日以後にある場合について適用し、当該許可を受けた者に係る相続又は合併が同日前にあった場合については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税法（以下「旧関税法」という。）第六十二条において準用する旧関税法第四十三条の三第一項又は旧関税法第六十二条の十の規定による税関長の承認を受けた貨物（この法律の施行の際現に旧関税法第六十条第一項（旧関税法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定による税関長の承認を受けているものを除く。）を原料として製造された外国貨物で、この法律の施行後に輸入されるものに関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第四条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第六十条第一項（原料課税）（同法第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）」を「第六十二条（保税工場）において準用する同法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）若しくは同法第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）」に改め、「課税物品」の下に「（政令で定めるものを除く。）」を加える。

第四条第二項中「第四条第四号又は第七号（課税物件の確定）」を「第四条第一項第四号又は第七号（課税物件の確定の時期）」に改める。

第十五条第一項ただし書中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第十六条第五項第一号中「で関税法第六十条第一項（原料課税）（同法第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）の税関長の承認を受けたもの」を「（政令で定めるものを除く。）」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　前条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十六条第五項の規定は、この法律の施行前に旧関税法第六十二条において準用する旧関税法第四十三条の三第一項又は旧関税法第六十二条の十の規定による税関長の承認を受けた貨物（この法律の施行の際現に旧関税法第六十条第一項（旧関税法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定による税関長の承認を受けているものを除く。）を原料又は材料の全部又は一部として製造された製品については、適用しない。

審査報告書

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月二十七日

財政・金融委員長　石川　弘

参議院議長　斎藤　十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、債権処理会社が譲り受けた住宅金融専門会社の貸付債権等の処理の促進を図るため、その回収等に伴う利益と損失を相互に調整する等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年三月二十四日

衆議院議長　伊藤宗一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「財産が」を「財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び次号並びに第十二条第六号及び第七号において同じ。）が」に改める。

第六条第三項中「（第十三条第一項の規定により緊急金融安定化基金に充てた納付金の額を除く。）」を削る。

第八条中「及び第二十四条」を「、第十七条第二項及び第二十四条第二項」に、「場合においては、」を「場合における」に改め、「金額の」の下に「二分の一に相当する金額の合計額が、次に掲げる金額の合計額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する金額の全部又は」を加え、「同条第二項」を「同項」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十二条第十号イ及びロに掲げる金額の合計額

二　この条の規定に基づき機構が債権処理会社に対して既に交付した助成金の額から第十二条第十号の規定により債権処理会社が機構に対して既に納付した金額を控除した金額

第十二条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　債権処理会社は、前号に定めるものを除くほか、譲受債権等に係る債権の取立てを、あらかじめ機構の承認を受けて預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行に委託する場合を除き、弁護士以外の者に委託しないこと。

第十二条第十号を次のように改める。

十　債権処理会社は、毎事業年度、次に掲げる金額の当該事業年度の合計額が、第八条に規定する政令で定める金額の二分の一に相当する金額の当該事業年度の合計額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する金額を、当該金額とこの号の規定により既に納付した金額との合計額が第七条第一項又は第八条の規定により交付された助成金の額の合計額に達するまでを限り、当該事業年度の終了後三月以内に機構に納付すること。

イ　第七条第一項に規定する特定住宅金融専門会社の債務処理に要する財源のうち第一号の契約により債権処理会社が支援するものについて同項の規定による助成金の交付を受けた場合において、譲受債権等のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収が行われたことその他の政令で定める事由により利益が生じたときにおける当該利益の金額として政令で定める金額

ロ　譲受債権等のそれぞれにつき第八条に規定する損失が生じた場合において、当該損失が生じた事業年度の翌事業年度以後に当該損失の生じた譲受債権等の全部又は一部の回収が行われたことその他の政令で定める事由により当該損失が減少をしたときにおける当該減少をした損失の金額として政令で定める金額に政令で定める割合を乗じて得た金額

第十二条第十一号を削る。

第十三条を次のように改める。

（債権処理会社からの納付金の処理）

第十三条　機構は、債権処理会社から前条第十号の規定による納付を受けたときは、政令で定めるところにより、当該納付を受けた金額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第十七条中「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2　機構の職員は、第三条第一項第六号に掲げる業務を行う場合において必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該債務者に対する譲受債権等に係る債権の担保として第三者から提供を受けている不動産（以下この項において「担保不動産」という。）に立ち入り、若しくは当該担保不動産の現況の確認をし、又は次に掲げる者に当該担保不動産について質問し、若しくは当該担保不動産に関する帳簿等の提示及び当該帳簿等についての説明を求めることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。

一　当該担保不動産の所有者及びその者から当該担保不動産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

二　当該担保不動産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

第十九条に次の一項を加える。

2　第十二条第七号の二に規定する協定銀行は、債権処理会社から同号の規定に基づき譲受債権等に係る債権の取立ての委託を受けたときは、債権処理会社のために自己の名をもって、当該委託を受けた債権の取立てに関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

第二十四条第二項中「に係る損失で」を「のそれぞれにつき」に、「ものが生じた場合には」を「損失が生じた場合における当該損失の金額として同条に規定する政令で定める金額の二分の一に相当する金額の合計額が、次に掲げる金額の合計額を超えるときは」に、「譲受債権等に係る損失の金額として同条に規定する政令で定める金額の二分の一」を「その超える部分の金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十二条第十号イ及びロに掲げる金額の合計額

二　この項の規定により政府が機構に対して既に交付した補助金の額の合計額から第十三条の規定により機構が既に国庫に納付した金額を控除した金額

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（以下「新法」という。）第十二条第十号及び第十三条の規定は、それぞれ債権処理会社（同条に規定する債権処理会社をいう。以下同じ。）の平成十年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度（次項において「適用開始年度」という。）以後の事業年度に係る債権処理会社から預金保険機構（以下「機構」という。）への納付及び当該納付に係る機構から国庫への納付について適用する。

2　債権処理会社が、譲受債権等（改正前の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（以下「旧法」という。）第八条に規定する譲受債権等をいう。）につき適用開始年度の開始の日からこの法律の施行の日までの間（以下この項において「経過期間」という。）に生じた旧法第十二条第十号に規定する利益について同号の規定により機構に納付をした金額がある場合には、機構は、当該納付を受けた金額のうち経過期間に生じた旧法第八条に規定する損失の金額として政令で定める金額の合計額の二分の一に相当する金額（当該金額が当該納付を受けた金額を超えるときは、当該納付を受けた金額に相当する金額）を債権処理会社に返還するものとする。

3　旧法第十二条第十号の規定により債権処理会社が機構に納付をした金額（前項の規定により機構が債権処理会社に返還をする金額がある場合には、当該返還をする金額を控除した金額）及び旧法第十三条第二項の規定により機構が国庫に納付をした金額は、それぞれ新法第十二条第十号の規定により債権処理会社が機構に納付をした金額及び新法第十三条の規定により機構が国庫に納付をした金額とみなす。

4　第二項の規定により債権処理会社に返還される金額がある場合における新法第十二条第十号及び第十三条の規定の適用に係る計算の特例は、政令で定める。

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月二十七日　　法務委員長　武田　節子

参議院議長　斎藤　十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公開会社について、平成十二年三月三十一日までの特例措置として、自己株式を消却する財源規制を緩和して、定款で授権された範囲内において、取締役会の決議により、資本準備金をもって自己株式を取得して消却することができることとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

株式会社制度における資本の原則等の重要性にかんがみ、政府は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

一　資本準備金の性質に配慮しつつ、自己株式の取得・消却による資本の効率化を促進するた

め、法改正の趣旨及び内容を周知徹底し、法の円滑な施行を図ること。

二　株主、債権者等の保護並びに企業経営の健全化を図るため、会社の業務及び会計に関する情報の開示制度の充実・改善に努めること。

三　自己株式の取得・消却に当たっては、インサイダー取引など不公正取引に対して、証券取引法の厳格な適用を行うとともに、監視体制を充実強化するよう指導に努めること。

右決議する。

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十年三月十九日

衆議院議長　伊藤宗一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「総数は」を「総数から次条第二項の株式の総数を控除した数は」に改め、同条第五項中「株式」の下に「（次条第五項の株式を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二　前条第一項の場合においては、定款をもって、資本準備金をもって株式を買い受けて消却することができる旨を定めることができる。

2　前項の場合においては、定款をもって、その定めをした日後において取締役会の決議により資本準備金をもって買い受けて消却することができる株式の総数及び取得価額の総額を定めなければならない。

3　前項の株式の取得価額の総額は、資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の四分の一に相当する額を控除した額を超えることができない。

4　第一項の定款の定めに基づく前条第一項の決議においては、資本準備金をもって買い受けて消却すべき株式の種類、数及び取得価額の総額を定めなければならない。

5　前項の決議により買い受けることができる株式の取得価額の総額は、資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の四分の一に相当する額を控除した額を超えることができない。

6　第四項の決議による株式の買受けは、最終の貸借対照表上の純資産額が商法第二百九十三条ノ五第三項各号の金額及び同条第一項の規定により分配した金銭の額の合計額を下回るときは、することができない。

第四条中「前条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第五条第一項中「遅滞なく」の下に「（第七条第一項において準用する商法第四百十二条の手続をした場合には、その手続の終了後遅滞なく）」を加える。

第六条第一項中「第三条第五項」の下に「又は第三条の二第五項」を加え、「同条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第七条第一項中「、第三条第一項」を「第三条第一項」に改め、「ついて」の下に「、同法第三百七十六条第三項及び第四百十二条の規定は第三条の二第四項の決議があった場合について」を加え、同条第二項中「とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「と、「決議」とあるのは「決議（同法第三条の二第四項ノ決議ヲ除ク）」とする」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（資本準備金をもってする株式の消却による変更の登記の添付書類）

第七条の二　第三条の二第四項の決議による株式の消却による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　前条第一項において準用する商法第四百十二条第一項の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合には、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は株式の消却をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

二　資本準備金の存在を証する書面

（証券取引法の適用）

第七条の三　第三条の二第一項の場合における証券取引法第百六十六条の規定の適用については、同条中「株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条の規定」とあるのは、「株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条若しくは第三条の二の規定」とする。

第九条中「、株式」を「株式」に改め、「しなかった」を「せず、又は第七条第一項において準用する同法第四百十二条の規定に違反して株式を消却した」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（最初に招集される株主総会までの特例）

第三条　この法律の施行後最初に招集手続が開始される株主総会の終結の時までは、会社は、定款にこの法律による改正後の株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（以下「新法」という。）第三条の二第一項の定めがなくても、同条第四項の決議をすることができる。

2　前項の決議により株式を買い受けたときは、取締役は、その株式の消却の承認に関する議案を同項の株主総会に提出しなければならない。

3　前項の承認は、商法第三百四十三条に定める決議によらなければならない。

4　第一項の決議により株式を買い受けたときは、会社は、新法第五条第一項の規定にかかわらず、第二項の承認があるまでは、その株式について失効の手続をしてはならない。

5　第一項の決議により株式を買い受けた場合において、第二項の承認がなかったときは、会社は、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

（過料）

第四条　取締役、商法第百八十八条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者又は同法第二百五十八条第二項の職務代行者が、前条第四項の規定に違反して株式の失効の手続をし、又は同条第五項の規定に違反して株式の処分をしなかったときは、百万円以下の過料に処する。

（失効）

第五条　新法第三条の二の規定並びに新法第三条第三項及び第五項、第五条第一項、第六条第一項、第七条から第七条の三まで並びに第九条の規定（新法第三条の二に係る部分に限る。）は、平成十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに新法第三条の二第四項の決議があった場合におけるその決議による株式の買受けについては、なお従前の例による。

2　前項の時までにした行為及び同項ただし書の規定により従前の例によることとされる場合におけるその時以後にした行為に対する罰則の適用については、同項に規定する規定は、その時以後も、なおその効力を有する。

（租税特別措置法の一部改正）

第六条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の七」を「第九条の八」に改める。

第九条の五第一項中「及び次条第一項」を「、次条第一項及び第九条の七第一項」に改め、「規定する公開買付け」の下に「（以下この項及び第九条の七において「公開買付け」という。）」を加える。

第二章第一節中第九条の七を第九条の八とし、第九条の六の次に次の一条を加える。

（上場会社等の資本準備金をもってする株式の消却の場合のみなし配当等の課税の特例）

第九条の七　上場会社等が、株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三条の二第四項の決議に基づき、公開買付けにより資本準備金をもってする株式の消却を行った場合における所得税法第二十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「株式の消却」とあるのは、「株式の消却（株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三条の二第四項（株式の消却に関する商法の特例）の決議に基づき、資本準備金をもってされるものを除く。）」とする。

2　前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第四項（第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十七条の十第四項中「の金額」とあるのは、「の金額（第九条の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

3　個人が、株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条の二第四項の決議による株式の買受けに係る公開買付けに応じて株式を譲渡した場合における第三十七条の十一の規定の適用については、同条第一項第二号中「証券業者の営業所において行う当該証券業者に対する当該株式等」とあるのは「当該株式等を発行した法人（以下この条において「発行法人」という。）に対して証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに応じて行う株式」と、「当該営業所」とあるのは「当該発行法人」と、同項第三号中「当該株式等を発行した法人（以下この条において「発行法人」という。）」とあるのは「発行法人」とする。

（附則第三条第二項の承認があった場合のみなし配当の課税の特例）

第七条　附則第三条第二項の承認があった場合における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び租税特別措置法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　所得税法第二十五条第一項第一号中「株式の消却」とあるのは、「株式の消却（株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第　号）附則第三条第二項（最初に招集される株主総会までの特例）の承認に係るものを除く。）」とする。

二　法人税法第二十四条第一項第一号中「株式の消却」とあるのは、「株式の消却（株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第　号）附則第三条第二項（最初に招集される株主総会までの特例）の承認に係るものを除く。）」とする。

三　租税特別措置法第九条の七第一項中「決議に基づき、公開買付け」とあるのは、「決議（株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第　号）附則第三条第一項の規定に基づくものを除く。）に基づき、公開買付け」とする。

（地方税法の一部改正）

第八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の二第一項中「第六項第三号」を「第七項第三号」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　租税特別措置法第九条の七第一項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額（租税特別措置法第九条の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

附則第三十五条の三第一項中「前条第一項から第六項まで」を「前条第一項から第七項まで」に改め、同条第五項中「前条第一項から第五項まで」を「前条第一項から第六項まで」に改め、同条第九項中「前条第一項から第六項まで」を「前条第一項から第七項まで」に、「前条第七項」を「前条第八項」に、「同条第一項から第六項まで」を「同条第一項から第七項まで」に、「前条第一項から第五項まで」を「前条第一項から第六項まで」に、「同条第一項から第五項まで」を「同条第一項から第六項まで」に改める。

審査報告書

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月二十七日

農林水産委員長　松谷蒼一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農林水産業施設の災害復旧事業の効率的な実施を図るため、国の災害復旧事業費補助の対象について、一箇所の工事の費用の最低額を引き上げるとともに、一箇所の工事とみなす範囲を拡大しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十年度一般会計予算に百四億千万円が計上されている。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年三月二十日

衆議院議長　伊藤宗一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び第七項中「三十万円」を「四十万円」に改め、同条第八項中「百メートル」を「百五十メートル」に、「五十メートル」を「百メートル」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後に発生した災害について適用する。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

2　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「三十万円」を「四十万円」に、「十万円」を「十三万円」に改める。

第七条中「十万円」を「十三万円」に改める。

第二十四条第二項中「十万円以上三十万円」を「十三万円以上四十万円」に改める。

審査報告書

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月二十七日

農林水産委員長　松谷蒼一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における農業就業人口の減少にかんがみ、農業の担い手の確保に資するため、青年以外の者で近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるために活用できる知識及び技能を有するものに対し、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十年度農業経営基盤強化措置特別会計予算に一億九千五百六十万円が計上されている。

附帯決議

近年における農業就業者の急速な減少と高齢化の進行、ウルグァイ・ラウンド農業合意等による農業経営環境の厳しさの増大に対処して、次代を担う経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業の担い手を確保・育成することが農政における喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、農業の担い手、とりわけ新規就農者の確保・育成に資するため、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一　今回新たに貸付対象となる中高年齢者の就農計画の認定等に当たっては、地域における農業の実情を十分踏まえた運用が行われるよう指導すること。

二　研修受入れの農家、農業大学校等の関係機関における指導者の養成及び資質の向上、研修施設の整備等に対する支援を充実すること。

三　ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策として創設された就農支援資金の貸付状況にかんがみ、今後とも本資金の一層の効果的な活用に努めるとともに、新たな農政の指針の策定に当たり、就農促進のための総合的な対策の在り方について引き続き検討を行うこと。

四　研修終了後の営農が円滑に行われるよう、他の金融・補助制度との連携に配慮しつつ、支援に努めること。

五　都道府県、市町村、青年等農業者育成センター、新規就農ガイドセンター等の関係機関・団体が連携を密にし、総合的かつ個々のニーズに合致した弾力的な新規就農支援活動を行うよう指導すること。

六　農業後継者として就農しようとする青年及び女性が意欲と希望を持って取り組めるよう、魅力ある農業の実現に積極的に努めること。

右決議する。

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年三月二十日

衆議院議長　伊藤宗一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法

第一条中「青年農業者」の下に「その他の農業を担うべき者」を加え、「青年の」を「青年等の」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において、「青年等」とは、次に掲げる者をいう。

一　青年（農林水産省令で定める範囲の年齢の者をいう。以下同じ。）

二　青年以外の者で、近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるために活用できる知識及び技能を有するものとして農林水産省令で定めるもの

第三条第一項及び第二項中「青年」を「青年等」に改める。

第四条第一項中「青年」を「青年等」に改め、同条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第二条第一項第二号に掲げる者にあっては、その有する知識及び技能に関する事項

第五条第一項中「都道府県青年農業者育成センター」を「都道府県青年農業者等育成センター」に改める。

第六条第二号中「青年」を「青年等」に改め、同条第三号中「青年農業者」の下に「（第二条第一項第二号に掲げる者で、認定就農計画に従って就農したものを含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第五号中「青年」を「青年等」に改める。

第二十一条第一項中「償還期間」の下に「（据置期間を含む。）」を加える。

第二十四条中「青年」を「青年等」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に改正前の青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第五条第一項の規定による指定を受けている都道府県青年農業者育成センターは、改正後の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第五条第一項の規定による指定を受けた都道府県青年農業者等育成センターとみなす。

（農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正）
第三条　農業経営基盤強化措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項並びに第二条第一項及び第三項中「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」を「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に改める。
（地方自治法の一部改正）
第四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二十四号の三中「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」を「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に、「青年が」を「青年等が」に、「都道府県青年農業者育成センター」を「都道府県青年農業者等育成センター」に改める。
（農業改良資金助成法の一部改正）
第五条　農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。
第二条第五項中「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」を「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に改める。

審査報告書

主要農作物種子法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月二十七日　農林水産委員長　松谷蒼一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、主要な農作物の優良な種子の生産及び普及について、地方分権推進委員会第二次勧告を踏まえ、地域の実情に応じた自主的、弾力的な推進を図るため、ほ場審査等に要する都道府県の経費に対する国の補助を廃止しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

主要農作物種子法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十年三月二十日　衆議院議長　伊藤宗一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

主要農作物種子法の一部を改正する法律案
主要農作物種子法の一部を改正する法律
主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「ほ場審査その他助成」を「ほ場審査その他」に改める。
第七条を削り、第六条の三を第八条とし、第六条の二を第七条とする。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、平成十年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条　平成九年度の予算に係る改正前の主要農作物種子法第七条の補助金については、なお従前の例による。
（地方財政法の一部改正）
第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。
第十条第十号から第十六号までを次のように改める。
十から十六まで　削除

審査報告書

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十年三月二十七日　農林水産委員長　松谷蒼一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、漁業協同組合の合併をより一層促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに、合併及び事業経営計画の拡充及び提出期限の延長、合併を推進する法人の指定等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。
一、費用
本法の施行に伴い、漁業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減税額は、今後の合併の状況によるが、過去の実績等を基に推計すると一合併組合当たりで約千九百万円と見込まれる。
また、都道府県漁業協同組合合併推進法人へ負担金を支出する場合の課税の特例による法人税の減税額は、一合併推進法人当たりで平年度約五百万円と見込まれる。

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成十年三月二十四日　衆議院議長　伊藤宗一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律
漁業協同組合合併助成法（昭和四十二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁業協同組合合併促進法

第一条中「行なう」を「行う」に改め、「資するため」の下に「、漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（基本構想）

第一条の二　全国の区域を地区とする漁業協同組合連合会であって、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第八号に規定する会員の指導の事業を行うもの（以下「全国連合会」という。）は、当該全国連合会を直接又は間接に構成する漁業協同組合（同法第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「組合」という。）の合併の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成し、これを農林水産大臣に届け出ることができる。

2　基本構想においては、組合の合併の促進に関する基本的な方向及び組合の合併を促進するために講じようとする措置の基本となるべき事項を定めるものとする。

3　国は、全国連合会に対し、基本構想の作成及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

（基本計画）

第一条の三　都道府県の区域を超えない区域を地区とする漁業協同組合連合会（全国連合会の会員であるものに限る。）であって、水産業協同組合法第八十七条第一項第八号に規定する会員の指導の事業を行うもの（以下「都道府県連合会」という。）は、基本構想に基づき、当該都道府県連合会を直接又は間接に構成する組合の合併の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に届け出ることができる。

2　基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　組合の合併の促進に関する目標

二　組合の合併の促進を図るための措置に関する事項

三　合併に係る組合が行う事業の強化に関する事項

四　その他必要な事項

3　都道府県は、都道府県連合会に対し、基本計画の作成及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二条中「漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「組合」という。）」を「組合」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三条第三項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　組合は、合併後の組合の安定的な事業経営を確保するため必要があるときは、合併及び事業経営計画において前項に規定する事項のほか、固定した債権の償却に関する方策を定めることができる。

第四条の二第一項中「漁業協同組合合併助成法」を「漁業協同組合合併促進法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（合併及び事業経営計画の樹立等に関する援助）

第四条の三　都道府県は、組合に対し、合併及び事業経営計画の樹立及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2　都道府県は、前項の援助を行う場合において、関係市町村に対し、必要な協力を求めることができる。

第六条第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

3　組合が第四条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成五年法律第二十四号の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に合併した場合における合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合には、第一項中「その合併に係る合併後の組合」とあるのは、「その合併に係る合併後の組合（その組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十六年三月三十一日までに合併した場合にあつては、その合併に係る合併後の組合）」とする。

本則に次の八条を加える。

（施策の実施に当たつての配慮）

第七条　国及び都道府県は、漁業の振興等を図るための施策を講ずるに当たつては、組合の合併が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

（合併の協議に関する助言及び指導）

第八条　都道府県知事は、漁業の振興等を図り、かつ、漁業に関する協同組織の健全な発展を図るため特に必要があると認めるときは、組合に対し、合併に関する協議を行うことにつき、必要な助言及び指導をすることができる。

（都道府県漁業協同組合合併推進法人の指定）

第九条　都道府県知事は、組合の合併についての援助及び合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成を行うことを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限って、都道府県漁業協同組合合併推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2　都道府県知事は、前項の指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（推進法人の業務）

第十条　推進法人は、当該都道府県の区域において、次に掲げる業務を行うものとする。

一　合併に係る組合が第四条第二項の認定に係る合併及び事業経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施する措置として譲渡する固定した債権の取得、管理及び回収を行うこと。

二　合併後の組合が第四条第二項の認定に係る合併及び事業経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施する措置につき必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し利子補給金を交付すること。

三　前二号の措置の計画的な実施に関する指導を行うこと。

四　合併に係る組合の財務の管理に関する照会及び相談に応ずること。

五　組合の財務の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（事業計画等）

第十一条　推進法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　推進法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（監督等）

第十二条　都道府県知事は、第十条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2　都道府県知事は、推進法人が第十条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第九条第一項の指定を取り消すことができる。

4　都道府県知事は、前項の規定により第九条第一項の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（合併認可の特例）

第十三条　第四条第二項の認定に係る組合は、当該合併及び事業経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施しようとする措置が、推進法人に対し固定した債権を譲渡しようとするものであるとき又は金融機関が推進法人から利子補給金を受けて行う資金の貸付けを受けようとするものであるときは、推進法人の承認を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前項に規定する組合が同項の承認を受けていない場合には、水産業協同組合法第六十九条第二項の認可を行ってはならない。

（負担金についての損金算入の特例）

第十四条　推進法人が行う第十条第一号から第五号までに掲げる業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号（八十九の三）中「漁業協同組合合併助成法」を「漁業協同組合合併促進法」に、「認定する」を「認定し、都道府県漁業協同組合合併推進法人の指定に関する事務を行い、都道府県漁業協同組合合併推進法人から必要な報告を徴し、及びその業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずる」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

3　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の十七第一項中「漁業協同組合合併助成法」を「漁業協同組合合併促進法」に改める。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

4　租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「漁業協同組合合併助成法第二条」を「漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）第二条」に改める。

附則第十八条第七項及び第二十三条第十六項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「漁業協同組合合併助成法第二条」を「漁業協同組合合併促進法第二条」に改める。

審査報告書

中部国際空港の設置及び管理に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月二十七日

交通・情報通信委員長　川橋　幸子

参議院議長　斎藤　十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における航空輸送需要の増大にかんがみ、航空輸送の円滑化を図るため、中部国際空港の設置及び管理を行う者を指定し、これに同空港の設置及び管理を行わせようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、平成十年度空港整備特別会計予算に中部国際空港株式会社出資金として二億千四百万円及び中部国際空港整備事業資金貸付金として八億五千八百万円が計上されている。

中部国際空港の設置及び管理に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十年三月十九日
衆議院議長　伊藤宗一郎
参議院議長　斎藤　十朗殿

中部国際空港の設置及び管理に関する法律案

中部国際空港の設置及び管理に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とする。

（中部国際空港）

第二条　中部国際空港は、国際航空路線に必要な公共用飛行場として、愛知県の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。

（中部国際空港等の設置及び管理）

第三条　中部国際空港及び同空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第四項に規定する航空保安施設（次条第一項において「中部国際空港等」という。）の設置及び管理は、運輸大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。

2　前項の基本計画に関し必要な事項は、政令で定める。

（中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定）

第四条　運輸大臣は、第六条第一項の事業を営むことを目的として設立された株式会社であって、次の各号に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、中部国際空港等の設置及び管理を行う者として指定することができる。

一　前条第一項の基本計画に従って中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。

二　前条第一項の基本計画に従って中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められる者であること。

三　次条第一項の規定に基づき政府が引き受ける株式を適正な価額で発行すると認められる者であること。

2　運輸大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定会社」という。）の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならない。

3　指定会社は、その商号又は本店の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4　運輸大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（政府及び地方公共団体の出資）

第五条　政府は、前条第一項の規定による指定をしたときは、予算で定める金額の範囲内において、指定会社の株式を引き受けるものとする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、指定会社に追加して出資することができる。

3　地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、指定会社に出資することができる。

4　指定会社は、新株を発行しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（指定会社の事業）

第六条　指定会社は、次の事業を営むものとする。

一　中部国際空港の設置及び管理

二　中部国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理

三　中部国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で中部国際空港を利用する者の利便に資するために当該空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理

四　前三号の事業に附帯する事業

五　前各号に掲げるもののほか、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うために必要な事業

2　指定会社は、前項第五号の事業を行おうとするときは、あらかじめ運輸大臣の認可を受けなければならない。

（一般担保）

第七条　指定会社の社債権者は、指定会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（債務保証）

第八条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、指定会社の債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。

2　政府は、前項の規定によるほか、指定会社が債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

（資金の貸付け）

第九条　政府は、予算の範囲内において、指定会社に対し、第六条第一項第一号から第四号までの事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

（中部国際空港整備準備金）

第十条　指定会社が中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるために必要な金額を中部国際空港整備準備金として積み立てた場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、特別の措置を講ずるものとする。

（国及び地方公共団体の配慮）

第十一条　国及び地方公共団体は、指定会社の事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、適当と認める人的及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。

（指定会社の職員に係る退職手当等の特例）

第十二条　指定会社の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

2　指定会社又は指定会社の職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなして、それぞれ国家公務員共済組合法第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法第百四十条の規定を適用する。

（代表取締役等の選定等の決議）

第十三条　指定会社の代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第十四条　指定会社は、毎営業年度の開始前に（第四条第一項の規定による指定を受けた日の属する営業年度にあっては、その指定を受けた後速やかに）、運輸省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を運輸大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（社債及び借入金）

第十五条　指定会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の規定は、指定会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

（重要な財産の譲渡等）

第十六条　指定会社は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（定款の変更等）

第十七条　指定会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

第十八条　指定会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

（監督命令）

第十九条　運輸大臣は、第六条第一項第一号から第四号までの事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第二十条　運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指定の取消し）

第二十一条　運輸大臣は、指定会社が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一　第六条第一項第一号から第四号までの事業を適正に営むことができないと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　第十九条の規定による命令に違反したとき。

2　運輸大臣は、前項の規定により第四条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（指定を取り消した場合における措置）

第二十二条　前条第一項の規定により第四条第一項の規定による指定を取り消した場合における当該取消しに係る指定会社の権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。

2　前条第一項の規定により第四条第一項の規定による指定を取り消した場合において、前項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、運輸大臣が、政令で定めるところにより、第六条第一項第一号から第四号までの事業に係る財産の管理その他の業務を行うものとする。

（協議）

第二十三条　運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第三条第一項の基本計画を定めようとするとき。

二　第四条第一項の規定による指定又は第二十一条第一項の規定による指定の取消しをしようとするとき。

三　第五条第四項、第六条第二項、第十四条、第十五条第一項、第十六条又は第十七条（指定会社の定款の変更の決議に係るものについては、指定会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするとき。

（罰則）

第二十四条　指定会社の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十五条　前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下

の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十六条　第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定会社の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十七条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一　第五条第四項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二　第六条第二項の規定に違反して、事業を行ったとき。

三　第十四条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。

四　第十五条第一項の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

五　第十六条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

六　第十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

七　第十九条の規定による命令に違反したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十年四月一日から施行する。

（空港整備法の一部改正）

第二条　空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「新東京国際空港」の下に「、中部国際空港」を加える。

第三条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、中部国際空港は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第　号）第四条第一項の規定による指定があったときは、当該指定を受けた者が設置し、及び管理する。

第十二条中「関西国際空港株式会社」の下に「、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第一項の規定による指定を受けた者」を加える。

投票者氏名

平成十年度一般会計暫定予算

平成十年度特別会計暫定予算

平成十年度政府関係機関暫定予算

賛成者氏名　二〇一名

阿部　正俊君　青木　幹雄君　太田　豊秋君　岡　利定君　平田　耕一君　二木　秀夫君
芦尾　長司君　井上　吉夫君　岡野　裕君　岡部　三郎君　保坂　三蔵君　真島　一男君
井上　孝君　井上　裕君　加藤　紀文君　狩野　安君　真鍋　賢二君　前田　勲男君
石井　道子君　石川　弘君　鹿熊　安正君　景山俊太郎君　松浦　功君　松浦　孝治君
石渡　清元君　板垣　正君　笠原　潤一君　片山虎之助君　松谷蒼一郎君　松村　龍二君
岩井　國臣君　岩崎　純三君　金田　勝年君　釜本　邦茂君　溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
岩永　浩美君　上野　公成君　鎌田　要人君　上吉原一天君　宮澤　弘君　村上　正邦君
浦田　勝君　海老原義彦君　河本　英典君　木宮　和彦君　守住　有信君　矢野　哲朗君
遠藤　要君　小野　清子君　北岡　秀二君　久世　公堯君　山崎　正昭君　山本　一太君
尾辻　秀久君　大河原太一郎君　国井　正幸君　倉田　寛之君　依田　智治君　吉川　芳男君
大島　慶久君　大野つや子君　小山　孝雄君　鴻池　祥肇君　吉村剛太郎君　足立　良平君
佐々木　満君　佐藤　静雄君　朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
佐藤　泰三君　斎藤　文夫君　石田　美栄君　今泉　昭君
坂野　重信君　清水嘉与子君　江本　孟紀君　小川　勝也君
清水　達雄君　塩崎　恭久君　岡崎トミ子君　萱野　茂君
陣内　孝雄君　須藤良太郎君　川橋　幸子君　久保　亘君
鈴木　政二君　鈴木　貞敏君　釘宮　磐君　小島　慶三君
鈴木　正孝君　関根　則之君　小林　元君　小山　峰男君
田浦　直君　田沢　智治君　齋藤　勁君　笹野　貞子君
田村　公平君　高木　正明君　菅野　久光君　竹村　泰子君
竹山　裕君　武見　敬三君　千葉　景子君　角田　義一君
谷川　秀善君　常田　享詳君　寺崎　昭久君　寺澤　芳男君
中島　眞人君　中曽根弘文君　直嶋　正行君　中尾　則幸君
中原　爽君　永田　良雄君　平田　健二君　広中和歌子君
長尾　立子君　長峯　基君　前川　忠夫君　松前　達郎君
楢崎　泰昌君　成瀬　守重君　円　より子君　水島　裕君
西田　吉宏君　野沢　太三君　峰崎　直樹君　本岡　昭次君
野間　赳君　野村　五男君　吉田　之久君　和田　洋子君
南野知惠子君　長谷川道郎君　薬科　満治君　荒木　清寛君
橋本　聖子君　馳　浩君　猪熊　重二君　魚住裕一郎君
畑　恵君　服部三男雄君　牛嶋　正君　海野　義孝君
林　芳正君　林田悠紀夫君　及川　順郎君　大久保直彦君

大森　礼子君　加藤　修一君
風間　昶君　木庭健太郎君
白浜　一良君　高野　博師君
武田　節子君　但馬　久美君
福本　潤一君　益田　洋介君
松　あきら君　山本　保君
渡辺　孝男君　赤桐　操君
及川　一夫君　大脇　雅子君
梶原　敬義君　日下部禧代子君
志苫　裕君　清水　澄子君
瀬谷　英行君　谷本　巍君
照屋　寛徳君　田　英夫君
渕上　貞雄君　三重野栄子君
村沢　牧君　山本　正和君
渡辺　四郎君　阿曽田　清君
泉　信也君　扇　千景君
木暮　山人君　田村　秀昭君
高橋　令則君　戸田　邦司君
永野　茂門君　平井　卓志君
平野　貞夫君　星野　朋市君
佐藤　道夫君　西川きよし君
山田　俊昭君　奥村　展三君
堂本　暁子君　水野　誠一君
岩瀬　良三君　菅川　健二君
山崎　力君　石井　一二君
武田邦太郎君　松尾　官平君

反対者氏名　一八名

阿部　幸代君　有働　正治君
上田耕一郎君　緒方　靖夫君
笠井　亮君　聴濤　弘君
須藤美也子君　立木　洋君
西山登紀子君　橋本　敦君
筆坂　秀世君　山下　芳生君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
島袋　宗康君　栗原　君子君
矢田部　理君　山口　哲夫君

日程第一　沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二二一名

阿部　正俊君　青木　幹雄君
芦尾　長司君　井上　吉夫君
井上　孝君　井上　裕君
石井　道子君　石川　弘君
石渡　清元君　板垣　正君
岩井　國臣君　岩崎　純三君
岩永　浩美君　上杉　光弘君
上野　公成君　浦田　勝君
海老原義彦君　遠藤　要君
小野　清子君　尾辻　秀久君
大河原太一郎君　大木　浩君
大島　慶久君　大野つや子君
太田　豊秋君　岡　利定君
岡野　裕君　岡部　三郎君
加藤　紀文君　狩野　安君
鹿熊　安正君　景山俊太郎君
笠原　潤一君　片山虎之助君
金田　勝年君　釜本　邦茂君
鎌田　要人君　上吉原一天君
河本　英典君　木宮　和彦君
北岡　秀二君　久世　公堯君
国井　正幸君　倉田　寛之君
小山　孝雄君　鴻池　祥肇君
佐々木　満君　佐藤　静雄君
佐藤　泰三君　斎藤　文夫君
坂野　重信君　清水嘉与子君
清水　達雄君　塩崎　恭久君
陣内　孝雄君　須藤良太郎君
鈴木　政二君　鈴木　貞敏君
鈴木　正孝君　関根　則之君
田浦　直君　田沢　智治君
田村　公平君　高木　正明君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　常田　享詳君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　永田　良雄君
長尾　立子君　長峯　基君
楢崎　泰昌君　成瀬　守重君
西田　吉宏君　野沢　太三君
野間　赳君　野村　五男君
南野知惠子君　長谷川道郎君
橋本　聖子君　馳　浩君
畑　恵君　服部三男雄君
林　芳正君　林田悠紀夫君
平田　耕一君　二木　秀夫君
保坂　三蔵君　真島　一男君
真鍋　賢二君　前田　勲男君
松浦　功君　松浦　孝治君
松谷蒼一郎君　松村　龍二君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
宮澤　弘君　村上　正邦君
守住　有信君　矢野　哲朗君
山崎　正昭君　山本　一太君
依田　智治君　吉川　芳男君
吉村剛太郎君　足立　良平君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
石田　美栄君　今泉　昭君
江本　孟紀君　小川　勝也君
岡崎トミ子君　萱野　茂君
川橋　幸子君　久保　亘君
釘宮　磐君　小島　慶三君
小林　元君　小山　峰男君
齋藤　勁君　笹野　貞子君
菅野　久光君　竹村　泰子君
千葉　景子君　角田　義一君
寺崎　昭久君　寺澤　芳男君
直嶋　正行君　中尾　則幸君
広中和歌子君　前川　忠夫君
松前　達郎君　円　より子君
水島　裕君　峰崎　直樹君
本岡　昭次君　吉田　之久君
和田　洋子君　薬科　満治君
荒木　清寛君　猪熊　重二君

魚住裕一郎君　牛嶋　正君
海野　義孝君　及川　順郎君
大久保直彦君　大森　礼子君
加藤　修一君　風間　昶君
木庭健太郎君　白浜　一良君
高野　博師君　武田　節子君
但馬　久美君　福本　潤一君
益田　洋介君　松　あきら君
山本　保君　渡辺　孝男君
赤桐　操君　及川　一夫君
大脇　雅子君　梶原　敬義君
日下部禧代子君　志苫　裕君
清水　澄子君　瀬谷　英行君
谷本　巍君　照屋　寛徳君
田　英夫君　渕上　貞雄君
三重野栄子君　村沢　牧君
山本　正和君　渡辺　四郎君
阿部　幸代君　有働　正治君
上田耕一郎君　緒方　靖夫君
笠井　亮君　聴濤　弘君
須藤美也子君　立木　洋君
西山登紀子君　橋本　敦君
筆坂　秀世君　山下　芳生君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
阿曽田　清君　泉　信也君
扇　千景君　木暮　山人君
田村　秀昭君　高橋　令則君
戸田　邦司君　永野　茂門君
平井　卓志君　平野　貞夫君
星野　朋市君　佐藤　道夫君
島袋　宗康君　西川きよし君
山田　俊昭君　奥村　展三君

堂本　暁子君　水野　誠一君
栗原　君子君　矢田部　理君
山口　哲夫君　岩瀬　良三君
菅川　健二君　山崎　力君
石井　一二君　武田邦太郎君
松尾　官平君

反対者氏名　〇名

日程第二　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二二一名

阿部　正俊君　青木　幹雄君
芦尾　長司君　井上　吉夫君
井上　孝君　井上　裕君
石井　道子君　石川　弘君
石渡　清元君　板垣　正君
岩井　國臣君　岩崎　純三君
岩永　浩美君　上杉　光弘君
上野　公成君　浦田　勝君
海老原義彦君　遠藤　要君
小野　清子君　尾辻　秀久君
大河原太一郎君　大木　浩君
大島　慶久君　大野つや子君
太田　豊秋君　岡　利定君
岡野　裕君　岡部　三郎君
加藤　紀文君　狩野　安君
鹿熊　安正君　景山俊太郎君
笠原　潤一君　片山虎之助君
金田　勝年君　釜本　邦茂君
鎌田　要人君　上吉原一天君

河本　英典君　木宮　和彦君
北岡　秀二君　久世　公堯君
国井　正幸君　倉田　寛之君
小山　孝雄君　鴻池　祥肇君
佐々木　満君　佐藤　静雄君
佐藤　泰三君　斎藤　文夫君
坂野　重信君　清水嘉与子君
清水　達雄君　塩崎　恭久君
陣内　孝雄君　須藤良太郎君
鈴木　政二君　鈴木　貞敏君
鈴木　正孝君　関根　則之君
田浦　直君　田沢　智治君
田村　公平君　高木　正明君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　常田　享詳君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　永田　良雄君
長尾　立子君　長峯　基君
楠崎　泰昌君　成瀬　守重君
西田　吉宏君　野沢　太三君
野間　赳君　野村　五男君
南野知惠子君　長谷川道郎君
橋本　聖子君　馳　浩君
畑　恵君　服部三男雄君
林　芳正君　林田悠紀夫君
平田　耕一君　二木　秀夫君
保坂　三蔵君　真島　一男君
真鍋　賢二君　前田　勲男君
松浦　功君　松浦　孝治君
松谷蒼一郎君　松村　龍二君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
宮澤　弘君　村上　正邦君

守住　有信君　矢野　哲朗君
山崎　正昭君　山本　一太君
依田　智治君　吉川　芳男君
吉村剛太郎君　足立　良平君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
石田　美栄君　今泉　昭君
江本　孟紀君　小川　勝也君
岡崎トミ子君　萱野　茂君
川橋　幸子君　久保　亘君
釘宮　磐君　小島　慶三君
小林　元君　小山　峰男君
齋藤　勁君　笹野　貞子君
菅野　久光君　竹村　泰子君
千葉　景子君　角田　義一君
寺崎　昭久君　寺澤　芳男君
直嶋　正行君　中尾　則幸君
広中和歌子君　前川　忠夫君
松前　達郎君　円　より子君
水島　裕君　峰崎　直樹君
本岡　昭次君　吉田　之久君
和田　洋子君　藁科　滿治君
荒木　清寛君　猪熊　重二君
魚住裕一郎君　牛嶋　正君
海野　義孝君　及川　順郎君
大久保直彦君　大森　礼子君
加藤　修一君　風間　昶君
木庭健太郎君　白浜　一良君
高野　博師君　武田　節子君
但馬　久美君　福本　潤一君
益田　洋介君　松　あきら君
山本　保君　渡辺　孝男君
赤桐　操君　及川　一夫君

大脇　雅子君　梶原　敬義君
日下部禧代子君　志苫　裕君
清水　澄子君　瀬谷　英行君
谷本　巍君　照屋　寛徳君
田　英夫君　渕上　貞雄君
三重野栄子君　村沢　牧君
山本　正和君　渡辺　四郎君
阿部　幸代君　有働　正治君
上田耕一郎君　緒方　靖夫君
笠井　亮君　聴濤　弘君
須藤美也子君　立木　洋君
西山登紀子君　橋本　敦君
筆坂　秀世君　山下　芳生君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
阿曽田　清君　泉　信也君
扇　千景君　木暮　山人君
田村　秀昭君　高橋　令則君
戸田　邦司君　永野　茂門君
平井　卓志君　平野　貞夫君
星野　朋市君　佐藤　道夫君
島袋　宗康君　西川きよし君
山田　俊昭君　奥村　展三君
堂本　暁子君　水野　誠一君
栗原　君子君　矢田部　理君
山口　哲夫君　岩瀬　良三君
菅川　健二君　山崎　力君
石井　一二君　武田邦太郎君
松尾　官平君

反対者氏名

○名

日程第三　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

二〇三名

阿部　正俊君　青木　幹雄君
芦尾　長司君　井上　吉夫君
井上　孝君　井上　裕君
石井　道子君　石川　弘君
石渡　清元君　板垣　正君
岩井　國臣君　岩崎　純三君
岩永　浩美君　上杉　光弘君
上野　公成君　浦田　勝君
海老原義彦君　遠藤　要君
小野　清子君　尾辻　秀久君
大河原太一郎君　大木　浩君
大島　慶久君　大野つや子君
太田　豊秋君　岡　利定君
岡野　裕君　岡部　三郎君
加藤　紀文君　狩野　安君
鹿熊　安正君　景山俊太郎君
笠原　潤一君　片山虎之助君
金田　勝年君　釜本　邦茂君
鎌田　要人君　上吉原一夫君
河本　英典君　木宮　和彦君
北岡　秀二君　久世　公堯君
国井　正幸君　倉田　寛之君
小山　孝雄君　鴻池　祥肇君
佐々木　満君　佐藤　静雄君
佐藤　泰三君　斎藤　文夫君
坂野　重信君　清水嘉与子君
清水　達雄君　塩崎　恭久君
陣内　孝雄君　須藤良太郎君
鈴木　政二君　鈴木　貞敏君
鈴木　正孝君　関根　則之君
田浦　直君　田沢　智治君
田村　公平君　高木　正明君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　常田　享詳君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　永田　良雄君
長尾　立子君　長峯　基君
楢崎　泰昌君　成瀬　守重君
西田　吉宏君　野沢　太三君
野間　赳君　野村　五男君
南野知恵子君　長谷川道郎君
橋本　聖子君　馳　浩君
畑　恵君　服部三男雄君
林　芳正君　林田悠紀夫君
平田　耕一君　二木　秀夫君
保坂　三蔵君　真島　一男君
真鍋　賢二君　前田　勲男君
松浦　功君　松浦　孝治君
松谷蒼一郎君　松村　龍二君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
宮澤　弘君　村上　正邦君
守住　有信君　矢野　哲朗君
山崎　正昭君　山本　一太君
依田　智治君　吉川　芳男君
吉村剛太郎君　足立　良平君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
石田　美栄君　今泉　昭君
江本　孟紀君　小川　勝也君
岡崎トミ子君　萱野　茂君
川橋　幸子君　久保　亘君
釘宮　磐君　小島　慶三君
小林　元君　小山　峰男君
齋藤　勁君　笹野　貞子君
菅野　久光君　竹村　泰子君
千葉　景子君　角田　義一君
寺崎　昭久君　寺澤　芳男君
直嶋　正行君　中尾　則幸君
広中和歌子君　前川　忠夫君
松前　達郎君　円　より子君
水島　裕君　峰崎　直樹君
本岡　昭次君　吉田　之久君
和田　洋子君　薬科　満治君
荒木　清寛君　猪熊　重二君
魚住裕一郎君　牛嶋　正君
海野　義孝君　及川　順郎君
大久保直彦君　大森　礼子君
風間　昶君　木庭健太郎君
白浜　一良君　高野　博師君
武田　節子君　但馬　久美君
福本　潤一君　益田　洋介君
松　あきら君　山本　保君
渡辺　孝男君　赤桐　操君
及川　一夫君　大脇　雅子君
梶原　敬義君　日下部禧代子君
志苫　裕君　清水　澄子君
瀬谷　英行君　谷本　巍君
照屋　寛徳君　田　英夫君
渕上　貞雄君　三重野栄子君
村沢　牧君　山本　正和君
渡辺　四郎君　阿曽田　清君
泉　信也君　扇　千景君
木暮　山人君　田村　秀昭君
高橋　令則君　戸田　邦司君

永野　茂門君　平井　卓志君
平野　貞夫君　星野　朋市君
佐藤　道夫君　島袋　宗康君
西川きよし君　山田　俊昭君
奥村　展三君　堂本　暁子君
水野　誠一君　岩瀬　良三君
菅川　健二君　山崎　力君
石井　一二君　武田邦太郎君
松尾　官平君

反対者氏名　一七名

阿部　幸代君　有働　正治君
上田耕一郎君　緒方　靖夫君
笠井　亮君　聴濤　弘君
須藤美也子君　立木　洋君
西山登紀子君　橋本　敦君
篠坂　秀世君　山下　芳生君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
栗原　君子君　矢田部　理君
山口　哲夫君

日程第四　特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二〇七名

阿部　正俊君　青木　幹雄君
芦尾　長司君　井上　吉夫君
井上　孝君　井上　裕君
石井　道子君　石川　弘君
石渡　清元君　板垣　正君
岩井　國臣君　岩崎　純三君
岩永　浩美君　上杉　光弘君
上野　公成君　浦田　勝君
海老原義彦君　遠藤　要君
小野　清子君　尾辻　秀久君
大河原太一郎君　大木　浩君
大島　慶久君　大野つや子君
太田　豊秋君　岡　利定君
岡野　裕君　岡部　三郎君
加藤　紀文君　狩野　安君
鹿熊　安正君　景山俊太郎君
笠原　潤一君　片山虎之助君
金田　勝年君　釜本　邦茂君
鎌田　要人君　上吉原一天君
河本　英典君　木宮　和彦君
北岡　秀二君　久世　公堯君
国井　正幸君　倉田　寛之君
小山　孝雄君　鴻池　祥肇君
佐々木　満君　佐藤　静雄君
佐藤　泰三君　斎藤　文夫君
坂野　重信君　清水嘉与子君
清水　達雄君　塩崎　恭久君
陣内　孝雄君　須藤良太郎君
鈴木　政二君　鈴木　貞敏君
鈴木　正孝君　関根　則之君
田浦　直君　田沢　智治君
田村　公平君　高木　正明君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　常田　享詳君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　永田　良雄君
長尾　立子君　長峯　基君
楢崎　泰昌君　成瀬　守重君
西田　吉宏君　野沢　太三君
野間　赳君　野村　五男君
南野知惠子君　長谷川道郎君
橋本　聖子君　馳　浩君
畑　恵君　服部三男雄君
林　芳正君　林田悠紀夫君
平田　耕一君　二木　秀夫君
保坂　三蔵君　真島　一男君
真鍋　賢二君　前田　勲男君
松浦　功君　松浦　孝治君
松谷蒼一郎君　松村　龍二君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
宮澤　弘君　村上　正邦君
守住　有信君　矢野　哲朗君
山崎　正昭君　山本　一太君
佐田　智治君　吉川　芳男君
吉村剛太郎君　足立　良平君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
石田　美栄君　今泉　昭君
江本　孟紀君　小川　勝也君
岡崎トミ子君　萱野　茂君
川橋　幸子君　久保　亘君
釘宮　磐君　小島　慶三君
小林　元君　小山　峰男君
齋藤　勁君　笹野　貞子君
菅野　久光君　竹村　泰子君
千葉　景子君　角田　義一君
寺崎　昭久君　寺澤　芳男君
直嶋　正行君　中尾　則幸君
広中和歌子君　前川　忠夫君
松前　達郎君　円　より子君
水島　裕君　峰崎　直樹君
本岡　昭次君　吉田　之久君
和田　洋子君　薬科　満治君
荒木　清寛君　猪熊　重二君
魚住裕一郎君　牛嶋　正君
海野　義孝君　及川　順郎君
大久保直彦君　大森　礼子君
加藤　修一君　風間　昶君
木庭健太郎君　白浜　一良君
高野　博師君　武田　節子君
但馬　久美君　福本　潤一君
益田　洋介君　松　あきら君
山本　保君　渡辺　孝男君
赤桐　操君　及川　一夫君
大脇　雅子君　梶原　敬義君
日下部禧代子君　志苫　裕君
清水　澄子君　瀬谷　英行君
谷本　巍君　照屋　寛徳君
田　英夫君　渕上　貞雄君
三重野栄子君　村沢　牧君
山本　正和君　渡辺　四郎君
阿曽田　清君　泉　信也君
扇　千景君　木暮　山人君
田村　秀昭君　高橋　令則君
戸田　邦司君　永野　茂門君
平井　卓志君　平野　貞夫君
星野　朋市君　佐藤　道夫君
島袋　宗康君　西川きよし君
山田　俊昭君　奥村　展三君
堂本　暁子君　水野　誠一君
栗原　君子君　矢田部　理君
山口　哲夫君　岩瀬　良三君
菅川　健二君　山崎　力君
石井　一二君　武田邦太郎君
松尾　官平君

反対者氏名

一四名

阿部　幸代君　有働　正治君
上田耕一郎君　緒方　靖夫君
笠井　亮君　聽濤　弘君
須藤美也子君　立木　洋君
西山登紀子君　橋本　敦君
筆坂　秀世君　山下　芳生君
吉岡　吉典君　吉川　春子君

日程第五　株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名

二〇〇名

阿部　正俊君　青木　幹雄君
芦尾　長司君　井上　吉夫君
井上　孝君　井上　裕君
石井　道子君　石川　弘君
石渡　清元君　板垣　正君
岩井　國臣君　岩崎　純三君
岩永　浩美君　上杉　光弘君
上野　公成君　浦田　勝君
海老原義彦君　遠藤　要君
小野　清子君　尾辻　秀久君
大河原太一郎君　大木　浩君
大島　慶久君　大野つや子君
太田　豊秋君　岡　利定君
岡野　裕君　岡部　三郎君
加藤　紀文君　狩野　安君
鹿熊　安正君　景山俊太郎君
笠原　潤一君　片山虎之助君
金田　勝年君　釜本　邦茂君
鎌田　要人君　上吉原一夫君
河本　英典君　北岡　秀二君
国井　正幸君　小山　孝雄君
佐々木　満君　佐藤　泰三君
坂野　重信君　清水　達雄君
陣内　孝雄君　鈴木　政二君
鈴木　正孝君　田浦　直君
田村　公平君　竹山　裕君
谷川　秀善君　中島　眞人君
中原　爽君　長尾　立子君
楢崎　泰昌君　西田　吉宏君
野間　赳君　南野知惠子君
橋本　聖子君　畑　恵君
林　芳正君　平田　耕一君
保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
松浦　功君　松谷蒼一郎君
溝手　顕正君　宮澤　弘君
木宮　和彦君　久世　公堯君
倉田　寛之君　鴻池　祥肇君
佐藤　静雄君　斎藤　文夫君
清水嘉与子君　塩崎　恭久君
須藤良太郎君　鈴木　貞敏君
関根　則之君　田沢　智治君
高木　正明君　武見　敬三君
常田　享詳君　中曽根弘文君
永田　良雄君　長峯　基君
成瀬　守重君　野沢　太三君
野村　五男君　長谷川道郎君
馳　浩君　服部三男雄君
林田悠紀夫君　二木　秀夫君
真島　一男君　前田　勲男君
松浦　孝治君　松村　龍二君
宮崎　秀樹君　村上　正邦君
守住　有信君　山崎　正昭君
依田　智治君　吉村剛太郎君
朝日　俊弘君　石田　美栄君
江本　孟紀君　岡崎トミ子君
川橋　幸子君　釘宮　磐君
小林　元君　齋藤　勁君
菅野　久光君　竹村　泰子君
千葉　景子君　寺崎　昭久君
直嶋　正行君　中尾　則幸君
広中和歌子君　松前　達郎君
水島　裕君　峰崎　直樹君
本岡　昭次君　和田　洋子君
荒木　清寛君　猪熊　重二君
魚住裕一郎君　海野　義孝君
大久保直彦君　加藤　修一君
木庭健太郎君　高野　博師君
但馬　久美君　松　あきら君
渡辺　孝男君　及川　一夫君
矢野　哲朗君　山本　一太君
吉川　芳男君　足立　良平君
伊藤　基隆君　今泉　昭君
小川　勝也君　萱野　茂君
久保　亘君　小島　慶三君
小山　峰男君　笹野　貞子君
竹村　泰子君　角田　義一君
寺澤　芳男君　中尾　則幸君
前川　忠夫君　円　より子君
吉田　之久君　藁科　滿治君
牛嶋　正君　及川　順郎君
大森　礼子君　風間　昶君
白浜　一良君　武田　節子君
益田　洋介君　山本　保君
赤桐　操君　大脇　雅子君
梶原　敬義君　志苫　裕君
瀬谷　英行君　照屋　寛徳君
渕上　貞雄君　村沢　牧君
渡辺　四郎君　扇　千景君
田村　秀昭君　戸田　邦司君
平井　卓志君　星野　朋市君
西川きよし君　堂本　暁子君
岩瀬　良三君　山崎　力君
武田邦太郎君　日下部禧代子君
清水　澄子君　谷本　巍君
田　英夫君　三重野栄子君
山本　正和君　泉　信也君
木暮　山人君　高橋　令則君
永野　茂門君　平野　貞夫君
島袋　宗康君　奥村　展三君
水野　誠一君　菅川　健二君
石井　一二君　松尾　官平君

反対者氏名

一九名

阿部　幸代君　有働　正治君
上田耕一郎君　緒方　靖夫君
笠井　亮君　聽濤　弘君
須藤美也子君　立木　洋君
西山登紀子君　橋本　敦君
筆坂　秀世君　山下　芳生君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
栗原　君子君　佐藤　道夫君
山口　哲夫君　山田　俊昭君
矢田部　理君

日程第六　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第九　漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二〇五名

阿部　正俊君　青木　幹雄君　芦尾　長司君　井上　吉夫君　井上　孝君　井上　裕君　石井　道子君　石川　弘君　石渡　清元君　板垣　正君　岩井　國臣君　岩崎　純三君　岩永　浩美君　上杉　光弘君　上野　公成君　浦田　勝君　海老原義彦君　遠藤　要君　小野　清子君　尾辻　秀久君　大河原太一郎君　大木　浩君　大島　慶久君　大野つや子君　太田　豊秋君　岡　利定君　岡野　裕君　岡部　三郎君　加藤　紀文君　狩野　安君　鹿熊　安正君　景山俊太郎君　笠原　潤一君　片山虎之助君　金田　勝年君　釜本　邦茂君　鎌田　要人君　上吉原一天君　河本　英典君　木宮　和彦君　北岡　秀二君　久世　公堯君　国井　正幸君　倉田　寛之君　小山　孝雄君　鴻池　祥肇君　佐々木　満君　佐藤　静雄君　佐藤　泰三君　斎藤　文夫君　坂野　重信君　清水嘉与子君　清水　達雄君　塩崎　恭久君　下稲葉耕吉君　須藤良太郎君　鈴木　貞敏君　関根　則之君　田沢　智治君　高木　正明君　武見　敬三君　常田　享詳君　中曽根弘文君　永田　良雄君　長峯　基君　成瀬　守重君　野沢　太三君　野村　五男君　長谷川道郎君　馳　浩君　服部三男雄君　林田悠紀夫君　二木　秀夫君　真島　一男君　前田　勲男君　松浦　孝治君　松村　龍二君　宮崎　秀樹君　村上　正邦君　矢野　哲朗君　山本　一太君　吉川　芳男君　足立　良平君　伊藤　基隆君　今泉　昭君　小川　勝也君　萱野　茂君　鈴木　政二君　鈴木　正孝君　田浦　直君　田村　公平君　竹山　裕君　谷川　秀善君　中島　眞人君　中原　爽君　長尾　立子君　楠崎　泰昌君　西田　吉宏君　野間　赳君　南野知惠子君　橋本　聖子君　畑　恵君　林　芳正君　平田　耕一君　保坂　三蔵君　真鍋　賢二君　松浦　功君　松谷蒼一郎君　溝手　顕正君　宮澤　弘君　守住　有信君　山崎　正昭君　依田　智治君　吉村剛太郎君　朝日　俊弘君　石田　美栄君　江本　孟紀君　岡崎トミ子君　川橋　幸子君　久保　亘君　小島　慶三君　小山　峰男君　笹野　貞子君　竹村　泰子君　角田　義一君　寺澤　芳男君　中尾　則幸君　前川　忠夫君　円　より子君　峰崎　直樹君　吉田　之久君　蓑科　満治君　猪熊　重二君　牛嶋　正君　及川　順郎君　大森　礼子君　風間　昶君　白浜　一良君　武田　節子君　福本　潤一君　松　あきら君　渡辺　孝男君　及川　一夫君　梶原　敬義君　志苫　裕君　瀬谷　英行君　照屋　寛徳君　渕上　貞雄君　村沢　牧君　渡辺　四郎君　泉　信也君　釘宮　磐君　小林　元君　齋藤　勁君　菅野　久光君　千葉　景子君　寺崎　昭久君　直嶋　正行君　広中和歌子君　松前　達郎君　水島　裕君　本岡　昭次君　和田　洋子君　荒木　清寛君　魚住裕一郎君　海野　義孝君　大久保直彦君　加藤　修一君　木庭健太郎君　高野　博師君　但馬　久美君　益田　洋介君　山本　保君　赤桐　操君　大脇　雅子君　日下部禧代子君　清水　澄子君　谷本　巍君　田　英夫君　三重野栄子君　村沢　牧君　阿曽田　清君　扇　千景君　木暮　山人君　高橋　令則君　永野　茂門君　平野　貞夫君　佐藤　道夫君　西川きよし君　奥村　展三君　水野　誠一君　菅川　健二君　石井　一二君　松尾　官平君　田村　秀昭君　戸田　邦司君　平井　卓志君　星野　朋市君　島袋　宗康君　山田　俊昭君　堂本　暁子君　岩瀬　良三君　山崎　力君　武田邦太郎君

反対者氏名　一七名

阿部　幸代君　有働　正治君　上田耕一郎君　緒方　靖夫君　笠井　亮君　聴濤　弘君　須藤美也子君　立木　洋君　西山登紀子君　橋本　敦君　筆坂　秀世君　山下　芳生君　吉岡　吉典君　吉川　春子君　栗原　君子君　矢田部　理君　山口　哲夫君

日程第七　青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二二二名

阿部　正俊君　青木　幹雄君　芦尾　長司君　井上　吉夫君　井上　孝君　井上　裕君　石井　道子君　石川　弘君　石渡　清元君　板垣　正君

岩井　國臣君　岩崎　純三君　長峯　基君　円　より子君　水島　裕君　永野　茂門君　平井　卓志君
岩永　浩美君　上杉　光弘君　成瀬　守重君　峰崎　直樹君　本岡　昭次君　平野　貞夫君　星野　朋市君
上野　公成君　浦田　勝君　野沢　太三君　吉田　之久君　和田　洋子君　佐藤　道夫君　島袋　宗康君
海老原義彦君　遠藤　要君　野村　五男君　薬科　満治君　荒木　清寛君　西川きよし君　山田　俊昭君
小野　清子君　尾辻　秀久君　長谷川道郎君　猪熊　重二君　魚住裕一郎君　奥村　展三君　堂本　暁子君
大河原太一郎君　大木　浩君　馳　浩君　牛嶋　正君　海野　義孝君　水野　誠一君　栗原　君子君
大島　慶久君　大野つや子君　服部三男雄君　及川　順郎君　大久保直彦君　矢田部　理君　山口　哲夫君
太田　豊秋君　岡　利定君　林田悠紀夫君　大森　礼子君　加藤　修一君　岩瀬　良三君　菅川　健二君
岡野　裕君　岡部　三郎君　二木　秀夫君　風間　昶君　木庭健太郎君　山崎　力君　石井　一二君
加藤　紀文君　狩野　安君　保坂　三蔵君　白浜　一良君　高野　博師君　武田邦太郎君　松尾　官平君
鹿熊　安正君　景山俊太郎君　真島　一男君　武田　節子君　但馬　久美君　反対者氏名
笠原　潤一君　片山虎之助君　前田　勲男君　福本　潤一君　益田　洋介君　○名
金田　勝年君　釜本　邦茂君　松浦　孝治君　松村　龍二君　松　あきら君　山本　保君
鎌田　要人君　上吉原一夫君　宮崎　秀樹君　宮澤　弘君　渡辺　孝男君　赤桐　操君
河本　英典君　木宮　和彦君　村上　正邦君　守住　有信君　及川　一夫君　大脇　雅子君
北岡　秀二君　久世　公堯君　矢野　哲朗君　山崎　正昭君　梶原　敬義君　日下部禧代子君
国井　正幸君　倉田　寛之君　山本　一太君　依田　智治君　志苫　裕君　清水　澄子君
小山　孝雄君　鴻池　祥肇君　吉川　芳男君　吉村剛太郎君　瀬谷　英行君　谷本　巍君
佐々木　満君　佐藤　静雄君　足立　良平君　朝日　俊弘君　照屋　寛徳君　田　英夫君
佐藤　泰三君　斎藤　文夫君　伊藤　基隆君　石田　美栄君　渕上　貞雄君　三重野栄子君
坂野　重信君　清水嘉与子君　今泉　昭君　江本　孟紀君　村沢　牧君　山本　正和君
清水　達雄君　塩崎　恭久君　小川　勝也君　岡崎トミ子君　渡辺　四郎君　阿部　幸代君
下稲葉耕吉君　陣内　孝雄君　萱野　茂君　川橋　幸子君　有働　正治君　上田耕一郎君
須藤良太郎君　鈴木　政二君　久保　亘君　釘宮　磐君　緒方　靖夫君　笠井　亮君
鈴木　貞敏君　鈴木　正孝君　小島　慶三君　小林　元君　藤末　弘君　須藤美也子君
関根　則之君　田浦　直君　小山　峰男君　齋藤　勁君　立木　洋君　西山登紀子君
田沢　智治君　田村　公平君　笹野　貞子君　菅野　久光君　橋本　敦君　筆坂　秀世君
高木　正明君　竹山　裕君　竹村　泰子君　千葉　景子君　山下　芳生君　吉岡　吉典君
武見　敬三君　谷川　秀善君　角田　義一君　寺崎　昭久君　吉川　春子君　阿曽田　清君
常田　享詳君　中島　眞人君　寺澤　芳男君　直嶋　正行君　泉　信也君　扇　千景君
中曽根弘文君　中原　爽君　中尾　則幸君　広中和歌子君　木暮　山人君　田村　秀昭君
永田　良雄君　長尾　立子君　前川　忠夫君　松前　達郎君　高橋　令則君　戸田　邦司君

日程第八　主要農作物種子法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二〇八名

阿部　正俊君　青木　幹雄君　芦尾　長司君　井上　吉夫君　井上　裕君　石井　道子君　石川　弘君　板垣　正君　石渡　清元君　岩井　國臣君　岩崎　純三君　岩永　浩美君　上杉　光弘君　上野　公成君　浦田　勝君　海老原義彦君　遠藤　要君　小野　清子君　尾辻　秀久君　大河原太一郎君　大木　浩君　大島　慶久君　大野つや子君　太田　豊秋君　岡　利定君　岡野　裕君　岡部　三郎君　加藤　紀文君　狩野　安君　鹿熊　安正君　景山俊太郎君

笠原　潤一君　片山虎之助君
金田　勝年君　釜本　邦茂君
鎌田　要人君　上吉原一天君
河本　英典君　木宮　和彦君
北岡　秀二君　久世　公堯君
国井　正幸君　倉田　寛之君
小山　孝雄君　鴻池　祥肇君
佐々木　満君　佐藤　静雄君
佐藤　泰三君　斎藤　文夫君
坂野　重信君　清水嘉与子君
清水　達雄君　塩崎　恭久君
下稲葉耕吉君　陣内　孝雄君
須藤良太郎君　鈴木　政二君
鈴木　貞敏君　鈴木　正孝君
関根　則之君　田浦　直君
田沢　智治君　田村　公平君
高木　正明君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
常田　享詳君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　爽君
永田　良雄君　長尾　立子君
長峯　基君　楢崎　泰昌君
成瀬　守重君　西田　吉宏君
野沢　太三君　野間　赳君
野村　五男君　南野知惠子君
長谷川道郎君　橋本　聖子君
馳　浩君　畑　恵君
服部三男雄君　林　芳正君
林田悠紀夫君　平田　耕一君
二木　秀夫君　保坂　三蔵君
真島　一男君　真鍋　賢二君
前田　勲男君　松浦　功君

松浦　孝治君　松谷蒼一郎君
松村　龍二君　清手　顕正君
宮崎　秀樹君　宮澤　弘君
村上　正邦君　守住　有信君
矢野　哲朗君　山崎　正昭君
山本　一太君　依田　智治君
吉川　芳男君　吉村剛太郎君
足立　良平君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　石田　美栄君
今泉　昭君　江本　孟紀君
小川　勝也君　岡崎トミ子君
萱野　茂君　川橋　幸子君
久保　亘君　釘宮　磐君
小島　慶三君　小林　元君
小山　峰男君　齋藤　勁君
笹野　貞子君　菅野　久光君
竹村　泰子君　千葉　景子君
角田　義一君　寺崎　昭久君
寺澤　芳男君　直嶋　正行君
中尾　則幸君　広中和歌子君
前川　忠夫君　松前　達郎君
円　より子君　水島　裕君
峰崎　直樹君　本岡　昭次君
吉田　之久君　和田　洋子君
薬科　満治君　荒木　清寛君
猪熊　重二君　魚住裕一郎君
牛嶋　正君　海野　義孝君
及川　順郎君　大久保直彦君
大森　礼子君　加藤　修一君
風間　昶君　木庭健太郎君
白浜　一良君　高野　博師君
武田　節子君　但馬　久美君

福本　潤一君　益田　洋介君
松　あきら君　山本　保君
渡辺　孝男君　赤桐　操君
及川　一夫君　大脇　雅子君
梶原　敬義君　日下部禧代子君
志苫　裕君　清水　澄子君
瀬谷　英行君　谷本　巍君
照屋　寛徳君　田　英夫君
渕上　貞雄君　三重野栄子君
村沢　牧君　山本　正和君
渡辺　四郎君　阿曽田　清君
泉　信也君　扇　千景君
木暮　山人君　田村　秀昭君
高橋　令則君　戸田　邦司君
永野　茂門君　平井　卓志君
平野　貞夫君　星野　朋市君
佐藤　道夫君　島袋　宗康君
西川きよし君　山田　俊昭君
奥村　展三君　堂本　暁子君
水野　誠一君　栗原　君子君
矢田部　理君　山口　哲夫君
岩瀬　良三君　菅川　健二君
山崎　力君　石井　一二君
武田邦太郎君　松尾　官平君

反対者氏名　一四名

阿部　幸代君　有働　正治君
上田耕一郎君　緒方　靖夫君
笠井　亮君　聽濤　弘君
須藤美也子君　立木　洋君
西山登紀子君　橋本　敦君
筆坂　秀世君　山下　芳生君

吉岡　吉典君　吉川　春子君

日程第一〇　中部国際空港の設置及び管理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二〇二名

阿部　正俊君　青木　幹雄君
芦尾　長司君　井上　吉夫君
井上　孝君　井上　裕君
石井　道子君　石川　弘君
石渡　清元君　板垣　正君
岩井　國臣君　岩崎　純三君
岩永　浩美君　上杉　光弘君
上野　公成君　浦田　勝君
海老原義彦君　遠藤　要君
小野　清子君　尾辻　秀久君
大河原太一郎君　大木　浩君
大島　慶久君　大野つや子君
太田　豊秋君　岡　利定君
岡野　裕君　岡部　三郎君
加藤　紀文君　狩野　安君
鹿熊　安正君　景山俊太郎君
笠原　潤一君　片山虎之助君
金田　勝年君　釜本　邦茂君
鎌田　要人君　上吉原一天君
河本　英典君　木宮　和彦君
北岡　秀二君　久世　公堯君
国井　正幸君　倉田　寛之君
小山　孝雄君　鴻池　祥肇君
佐々木　満君　佐藤　静雄君
佐藤　泰三君　斎藤　文夫君
坂野　重信君　清水嘉与子君
清水　達雄君　塩崎　恭久君

下稲葉耕吉君　陣内　孝雄君
須藤良太郎君　鈴木　政二君
鈴木　貞敏君　鈴木　正孝君
関根　則之君　田浦　直君
田沢　智治君　田村　公平君
高木　正明君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
常田　享詳君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　爽君
永田　良雄君　長尾　立子君
長峯　基君　楢崎　泰昌君
成瀬　守重君　西田　吉宏君
野沢　太三君　野間　赳君
野村　五男君　南野知惠子君
長谷川道郎君　橋本　聖子君
馳　浩君　畑　恵君
服部三男雄君　林　芳正君
林田悠紀夫君　平田　耕一君
二木　秀夫君　保坂　三蔵君
真島　一男君　真鍋　賢二君
前田　勲男君　松浦　功君
松浦　孝治君　松谷蒼一郎君
松村　龍二君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　宮澤　弘君
村上　正邦君　守住　有信君
矢野　哲朗君　山崎　正昭君
山本　一太君　依田　智治君
吉川　芳男君　吉村剛太郎君
足立　良平君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　石田　美栄君
今泉　昭君　江本　孟紀君
小川　勝也君　岡崎トミ子君

萱野　茂君　川橋　幸子君
久保　亘君　釘宮　磐君
小島　慶三君　小林　元君
小山　峰男君　齋藤　勁君
笹野　貞子君　菅野　久光君
千葉　景子君　角田　義一君
寺崎　昭久君　寺澤　芳男君
直嶋　正行君　中尾　則幸君
広中和歌子君　前川　忠夫君
松前　達郎君　円　より子君
水島　裕君　峰崎　直樹君
本岡　昭次君　吉田　之久君
和田　洋子君　薬科　満治君
荒木　清寛君　猪熊　重二君
魚住裕一郎君　牛嶋　正君
海野　義孝君　及川　順郎君
大久保直彦君　大森　礼子君
加藤　修一君　風間　昶君
木庭健太郎君　白浜　一良君
高野　博師君　武田　節子君
但馬　久美君　福本　潤一君
益田　洋介君　松　あきら君
山本　保君　渡辺　孝男君
赤桐　操君　及川　一夫君
梶原　敬義君　日下部禧代子君
志苫　裕君　清水　澄子君
瀬谷　英行君　谷本　巍君
照屋　寛徳君　田　英夫君
渕上　貞雄君　三重野栄子君
村沢　牧君　山本　正和君
渡辺　四郎君　阿曽田　清君
泉　信也君　扇　千景君

木暮　山人君　田村　秀昭君
高橋　令則君　戸田　邦司君
永野　茂門君　平井　卓志君
平野　貞夫君　星野　朋市君
島袋　宗康君　西川きよし君
山田　俊昭君　奥村　展三君
堂本　暁子君　水野　誠一君
岩瀬　良三君　菅川　健二君
山崎　力君　石井　一二君
武田邦太郎君　松尾　官平君

反対者氏名　一九名

竹村　泰子君　阿部　幸代君
有働　正治君　上田耕一郎君
緒方　靖夫君　笠井　亮君
聽濤　弘君　須藤美也子君
立木　洋君　西山登紀子君
橋本　敦君　筆坂　秀世君
山下　芳生君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　佐藤　道夫君
栗原　君子君　矢田部　理君
山口　哲夫君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話
03
(3587)
4294
定価
本号一部
(本体二二〇円)
(配送料二〇〇円別)